

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

平成23年3月8日（火）

15時00分から18時00分まで

厚生労働省専用第18～20会議室（17階）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 審 議

I 議 題

(1) 審議品目

○添加物として新規指定並びに使用基準及び成分規格の設定

- ・ 2, 3-ジエチル-5-メチルピラジン
- ・ 2-(3-フェニルプロピル)ピリジン
- ・ 6, 7-ジヒドロ-5-メチル-5H-シクロペンタピラジン
- ・ 1-ペンテン-3-オール
- ・ 3-メチル-2-ブテノール
- ・ ピラジン
- ・ 3-メチル-2-ブテナール

(2) 報告品目

○ポジティブリスト制度関係

【農薬】

- ・ エトフェンプロックス（魚介類＋畜産物）
- ・ グルホシネート（暫定基準の見直し＋適用拡大）
- ・ クロランスラムメチル（暫定基準の見直し）
- ・ メトミノストロビン（暫定基準の見直し＋魚介類）
- ・ ピリミノバックメチル（魚介類）
- ・ メプロニル（暫定基準の見直し＋魚介類）
- ・ トリネキサパックエチル（暫定基準の見直し）
- ・ ゾキサミド（暫定基準の見直し）
- ・ メチオカルブ（暫定基準の見直し）
- ・ トリフルスルフロンメチル（暫定基準の見直し）
- ・ ミクロブタニル（暫定基準の見直し）

○ポジティブリスト制度関係

【飼料添加物及び動物用医薬品】

- ・ クロルスロン（暫定基準の見直し）
- ・ エフロトマイシン（暫定基準の見直し）
- ・ セファレキシム（暫定基準の見直し）

(3) 文書配布による報告品目等

- 即席めん類の規格基準の一部改正について
- 既存添加物名簿からの削除予定添加物について
- ポジティブリスト制度関係

【農薬】

- ・ シアゾファミド（適用拡大）
- ・ ピリダリル（適用拡大）
- ・ アセキノシル（適用拡大）
- ・ インダノファン（適用拡大）

【動物用医薬品】

- ・ エンロフロキサシン
（薬事法に基づく承認事項の変更に伴う残留基準の設定）
- ・ 牛クロストリジウム感染症5種混合（アジュバント加）トキシイド
（薬事法に基づく再審査申請に伴う残留基準の設定）
- ・ 鶏コクシジウム感染症（ネカトリックス）生ワクチン
（薬事法に基づく再審査申請に伴う残留基準の設定）
- ・ ツラスロマイシン
（薬事法に基づく承認申請に伴う残留基準の設定）
- ・ マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症
混合生ワクチン（薬事法に基づく承認申請に伴う残留基準の設定）

II 報告事項（別冊）

- 食品中のアフラトキシンについて
- アフラトキシン検査におけるサンプリングプランの改正について
- 「平成23年度輸入食品監視指導計画（案）」について
- 食品衛生分科会における審議対象品目の処理状況について

3. 閉 会

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

～ 目 次 ～

I 議 題

(1) 審議品目

○添加物として新規指定並びに使用基準及び成分規格の設定

・ 2, 3-ジエチル-5-メチルピラジン	1
・ 2-(3-フェニルプロピル)ピリジン	4
・ 6, 7-ジヒドロ-5-メチル-5H-シクロペンタピラジン	7
・ 1-ペンテン-3-オール	10
・ 3-メチル-2-ブテノール	13
・ ピラジン	16
・ 3-メチル-2-ブテナール	19

(2) 報告品目

○ポジティブリスト制度関係

【農薬】

・ エトフェンプロックス (魚介類+畜産物)	22
・ グルホシネート (暫定基準の見直し+適用拡大)	27
・ クロランスラムメチル (暫定基準の見直し)	35
・ メトミノストロビン (暫定基準の見直し+魚介類)	38
・ ピリミノバックメチル (魚介類)	41
・ メプロニル (暫定基準の見直し+魚介類)	44
・ トリネキサパックエチル (暫定基準の見直し)	47
・ ゾキサミド (暫定基準の見直し)	52
・ メチオカルブ (暫定基準の見直し)	55
・ トリフルスルフロンメチル (暫定基準の見直し)	61
・ ミクロブタニル (暫定基準の見直し)	64

【飼料添加物及び動物用医薬品】

・ クロルスロン (暫定基準の見直し)	70
・ エフロトマイシン (暫定基準の見直し)	73
・ セファレキシム (暫定基準の見直し)	76

(3) 文書配布による報告品目等

○即席めん類の規格基準の一部改正について 79

○既存添加物名簿からの消除予定添加物について 85

○ポジティブリスト制度関係

【農薬】

・シアゾファミド (適用拡大) 89

・ピリダリル (適用拡大) 93

・アセキノシル (適用拡大) 96

・インダノファン (適用拡大) 100

【動物用医薬品】

・エンロフロキサシン

(薬事法に基づく承認事項の変更に伴う残留基準の設定) 103

・牛クロストリジウム感染症5種混合 (アジュバント加) トキソイド

(薬事法に基づく再審査申請に伴う残留基準の設定) 105

・鶏コクシジウム感染症 (ネカトリックス) 生ワクチン

(薬事法に基づく再審査申請に伴う残留基準の設定) 106

・ツラスロマイシン

(薬事法に基づく承認申請に伴う残留基準の設定) 107

・マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症

混合生ワクチン (薬事法に基づく承認申請に伴う残留基準の設定) . . . 109

II 報告事項 (別冊)

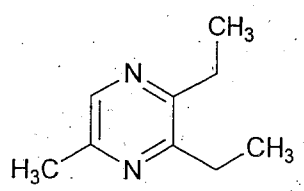
○食品中のアフラトキシンについて 1

○アフラトキシン検査におけるサンプリングプランの改正について 4

○「平成23年度輸入食品監視指導計画 (案)」について 9

○食品衛生分科会における審議対象品目の処理状況について 13

2. 3-ジエチル-5-メチルピラジン

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	ライ麦パン、ポップコーン等の食品に存在し、また、コーヒー及び落花生の焙煎並びに豚肉、子めん羊肉等の加熱調理により生成する成分である。
諸外国での状況	欧米では、焼菓子、朝食シリアル、ソフト・キャンデー類、肉製品、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類等の様々な加工食品において香りの再現、風味を向上等の目的で添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ0.2から1μgの範囲になると推定される。本推定摂取量と90日間反復投与毒性試験における無毒性量(2mg/kg 体重/日)から安全マージン(100,000~500,000)が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報実施中。
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

1. 2, 3-ジエチル-5-メチルピラジンについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 2, 3-ジエチル-5-メチルピラジンの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

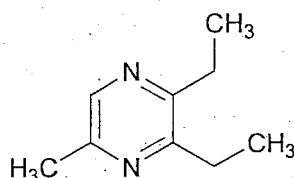
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

2,3-ジエチル-5-メチルピラジン

2,3-Diethyl-5-methylpyrazine



$C_9H_{14}N_2$

分子量 150.22

2,3-Diethyl-5-methylpyrazine [18138-04-0]

含 量 本品は、2,3-ジエチル-5-メチルピラジン ($C_9H_{14}N_2$) 98.0 %以上を含む。

性 状 本品は、無～淡黄色の透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

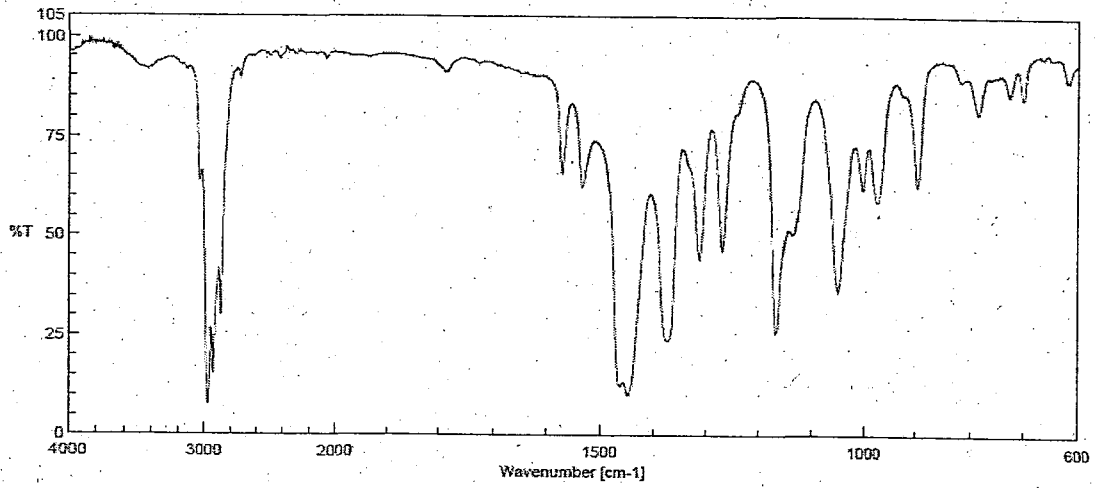
純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.493 \sim 1.505$

(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.938 \sim 0.957$

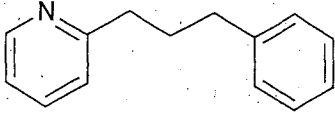
定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。

参照赤外吸収スペクトル

2,3-ジエチル-5-メチルピラジジン



2 - (3-フェニルプロピル) ピリジン

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	食品中に天然に存在することが確認されていない成分である。
諸外国での状況	欧米では、焼菓子、スナック菓子、グレービーソース類、朝食シリアル類、香辛料、調味ソース・スプレッド・付合せ類等の様々な加工食品において香りの再現、風味を向上等の目的で添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ0.7から2 μ gの範囲になると推定される。本推定摂取量と90日間反復投与毒性試験における無毒性量(4mg/kg 体重/日)から安全マージン(100,000~400,000)が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報実施中。
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

1. 2-(3-フェニルプロピル)ピリジンについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 2-(3-フェニルプロピル)ピリジンの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

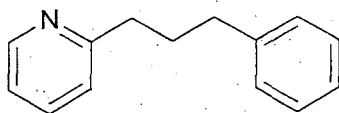
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

2-(3-フェニルプロピル)ピリジン

2-(3-Phenylpropyl)pyridine



$C_{14}H_{15}N$

分子量 197.28

2-(3-Phenylpropyl)pyridine [2110-18-1]

含 量 本品は、2-(3-フェニルプロピル)ピリジン ($C_{14}H_{15}N$) 97.0%以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

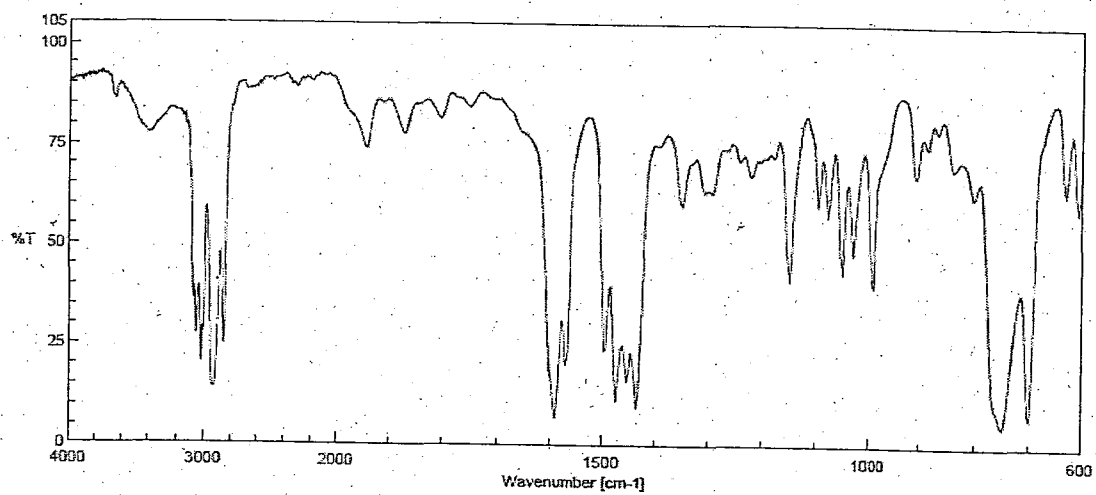
純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.558 \sim 1.563$

(2) 比重 $d_{25}^{25} = 1.012 \sim 1.020$

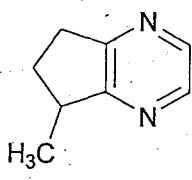
定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。ただし、カラム温度は、180°Cから毎分 5°Cで昇温し、230°Cに到達後、30 分間保持する。

参照赤外吸収スペクトル

2-(3-フェニルプロピル)ピリジン



5-メチル-6,7-ジヒドロ-5H-シクロペンタピラジン

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	麦芽、ビール等の食品中に存在し、また、コーヒーの焙煎及び豚肉等の加熱調理により生成する成分である。
諸外国での状況	欧米ではソフト・キャンデー類、肉製品、冷凍乳製品類、チューインガム、清涼飲料などの様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ4から5 μ gの範囲になると推定される。本推定摂取量と13週間反復投与毒性試験における無毒性量(5mg/kg 体重/日)から安全マージン(50,000~60,000)が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報実施中。
答申案	別紙のとおり。

答申(案)

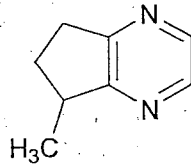
1. 5-メチル-6,7-ジヒドロ-5*H*-シクロペンタピラジンについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 5-メチル-6,7-ジヒドロ-5*H*-シクロペンタピラジンの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

5-メチル-6,7-ジヒドロ-5*H*-シクロペンタピラジン
5-Methyl-6,7-dihydro-5*H*-cyclopentapyrazine



$C_8H_{10}N_2$

分子量 134.18

5-Methyl-6,7-dihydro-5*H*-cyclopenta[*b*]pyrazine [23747-48-0]

含 量 本品は、5-メチル-6,7-ジヒドロ-5*H*-シクロペンタピラジン ($C_8H_{10}N_2$) 97.0 %以上を含む。

性 状 本品は、淡黄～褐色の透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

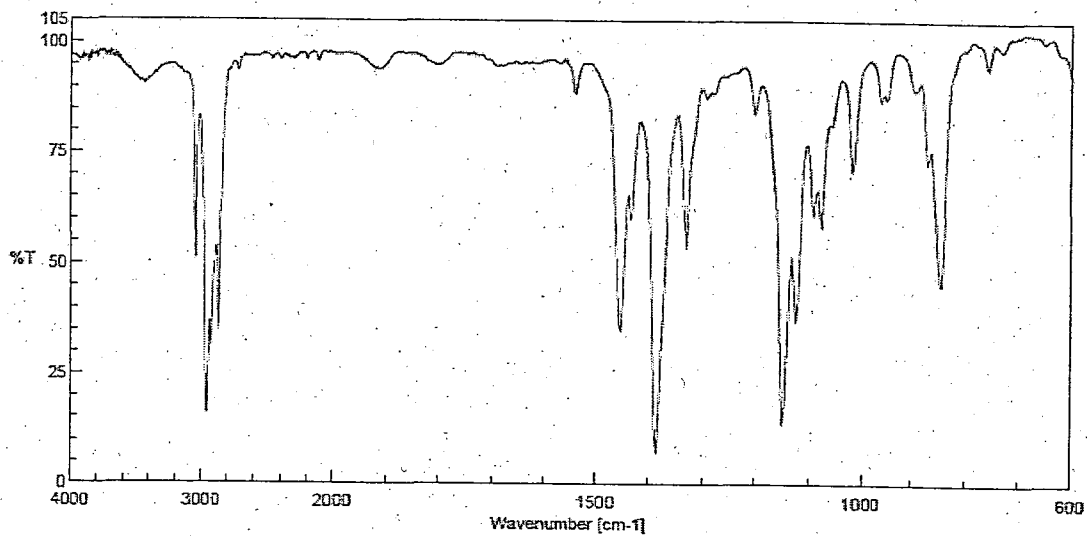
純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.525 \sim 1.535$

(2) 比重 $d_{25}^{25} = 1.048 \sim 1.059$

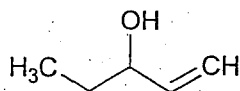
定量法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。

参照赤外吸収スペクトル

5-メチル-6,7-ジヒドロ-5H-シクロペンタピラジン



1-ペンテン-3-オール

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	緑茶、後発酵茶、紅茶、グアバ、ほうじ茶、あんず等の食品に含まれている成分である。
諸外国での状況	欧米では、焼菓子、ソフト・キャンデー類、清涼飲料、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、アルコール飲料等の様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ 1.2 から 2.4 μg の範囲になると推定される。本推定摂取量と 90 日間反復投与毒性試験における無毒性量 (5mg/kg 体重/日) から安全マージン (100,000~300,000) が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

1. 1-ペンテン-3-オールについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 1-ペンテン-3-オールの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

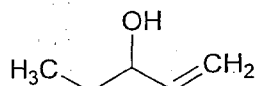
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

1-ペンテン-3-オール

1-Penten-3-ol



$C_5H_{10}O$

分子量 86.13

Pent-1-en-3-ol [616-25-1]

含 量 本品は、1-ペンテン-3-オール ($C_5H_{10}O$) 98.0 %以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

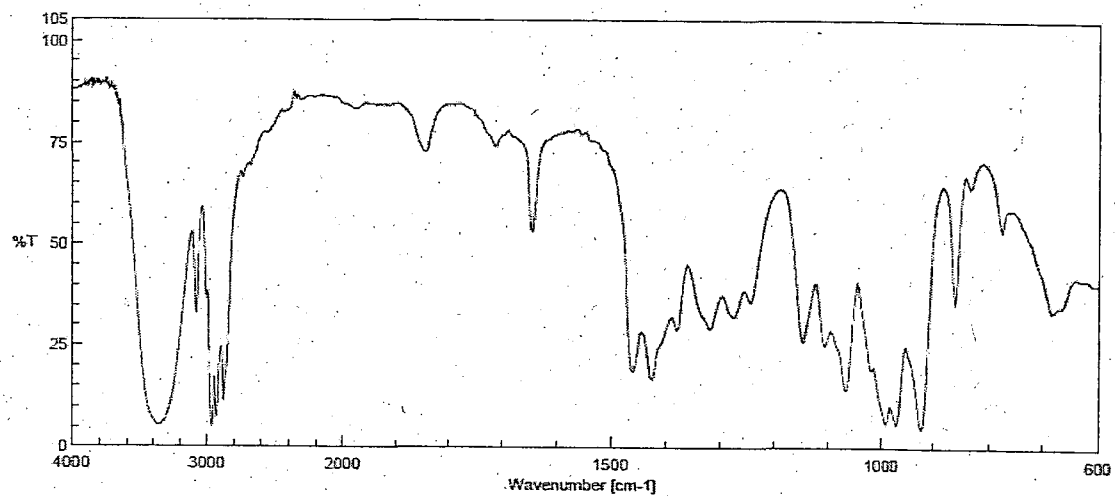
純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.419 \sim 1.427$

(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.834 \sim 0.840$

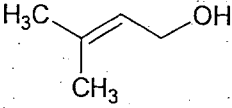
定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

参照赤外吸収スペクトル

1-ペンテン-3-オール



3-メチル-2-ブテノール

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	ホップ油、コーヒー、ラズベリー等のきいちご類、アセロラ、ライチー、はちみつ等の食品中に存在する成分である。
諸外国での状況	欧米では、チューインガム、ハード・キャンデー類、焼菓子、ソフト・キャンデー類、ゼラチン・プリン類、ジャム・ゼリーなどの様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ 3.8 から 5.4 μg の範囲になると推定される。本推定摂取量と 90 日間反復投与毒性試験における無毒性量 (65.4mg/kg 体重/日) から安全マージン (700,000~800,000) が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

1. 3-メチル-2-ブテノールについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 3-メチル-2-ブテノールの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

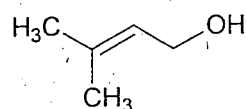
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

3-メチル-2-ブテノール

3-Methyl-2-butenol



$C_5H_{10}O$

分子量 86.13

3-Methylbut-2-en-1-ol [556-82-1]

含 量 本品は、3-メチル-2-ブテノール ($C_5H_{10}O$) 98.5%以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.438 \sim 1.448$

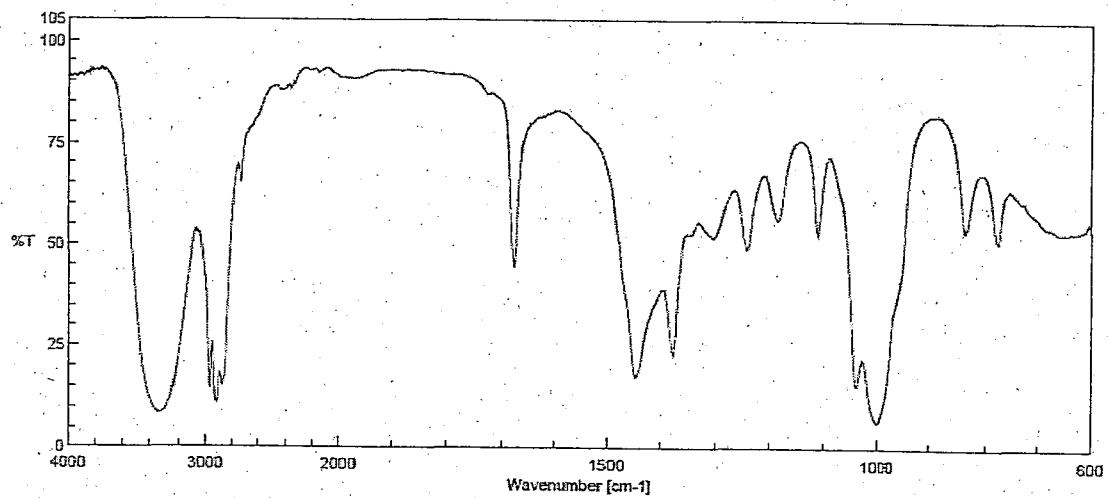
(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.855 \sim 0.863$

(3) 酸価 1.0 以下

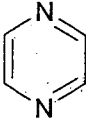
定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。ただし、カラムは、内径 0.25~0.53mm、長さ 30~60m のケイ酸ガラス製の細管に、ガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコールを 0.25~1 μ m の厚さで被覆したものを使用する。

参照赤外吸収スペクトル

3-メチル-2-ブテノール



ピラジン

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	
用途	香料
概要	麦芽等の食品中に存在し、また、コーヒー、ココナッツ等の焙煎及びえび、豚肉、牛肉等の加熱調理により生成する成分である。
諸外国での状況	欧米では、焼菓子、ハード・キャンデー類、ソフト・キャンデー類、アルコール飲料、製菓材料、冷凍乳製品類などの様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ0.2 μ gになると推定される。本推定摂取量と90日間反復投与毒性試験における無毒性量(3mg/kg 体重/日)から安全マージン(800,000)が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

1. ピラジンについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. ピラジンの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

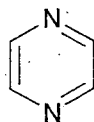
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

ピラジン

Pyrazine



$C_4H_4N_2$

分子量 80.09

Pyrazine [290-37-9]

含 量 本品は、ピラジン（ $C_4H_4N_2$ ）98.0.%以上を含む。

性 状 本品は、白～淡黄色の固体で、特有のにおいがある。

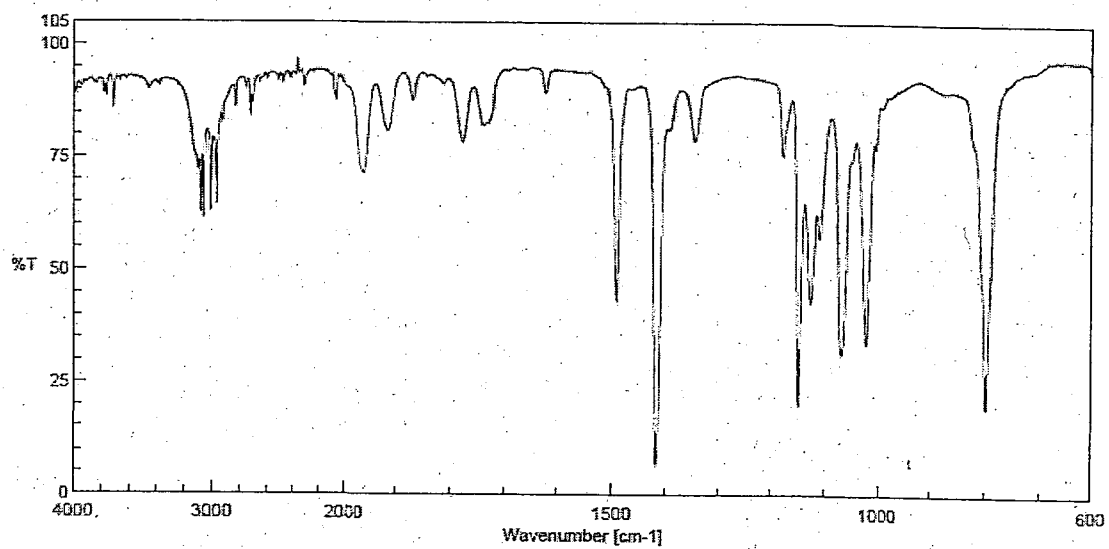
確認試験 本品を粉末にして窓板に挟み、加温して溶解させ、冷後、赤外吸収スペクトル測定法中の薄膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 融点 51～55℃

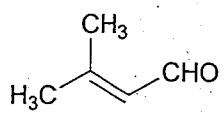
定量法 本品0.1gを量り、エタノール1mlを加えて溶かし、香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。

参照赤外吸収スペクトル

ピラジン



3-メチル-2-ブテナール

審議の対象	食品添加物としての指定の可否及び使用基準・成分規格の設定
経緯	国際汎用香料として指定の検討を行ってきたもの
構造式	 <chem>CC(=C)C=O</chem>
用途	香料
概要	ラズベリー、ホップの食品中に存在し、また、鶏肉等の加熱調理により生成する成分である。
諸外国での状況	欧米では、チューインガム、ハード・キャンデー類、焼菓子、ソフト・キャンデー類、製菓材料、ゼラチン・プリン類等の様々な加工食品において香りの再現、風味を向上等の目的で添加されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がない。
摂取量の推計	欧米における推定摂取量を踏まえると、我が国における推定摂取量は一人一日当たり、およそ 0.5 から 3.9 μ g の範囲になると推定される。本推定摂取量と 90 日間反復投与毒性試験における無毒性量 (0.8mg/kg 体重/日) から安全マージン (10,000~80,000) が得られる。
使用基準案	着香の目的以外に使用してはならない。
成分規格案	別紙のとおり。
意見聴取の状況	パブリックコメント及びWTO通報手続中。
答申案	別紙のとおり。

答申（案）

1. 3-メチル-2-ブテナールについては、添加物として人の健康を損なうおそれはないことから、指定することは、差し支えない。
2. 3-メチル-2-ブテナールの添加物としての使用基準及び成分規格については、以下のとおり設定することが適当である。

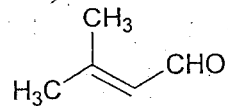
使用基準

着香の目的以外に使用してはならない。

成分規格

3-メチル-2-ブテナール

3-Methyl-2-butenal



C_5H_8O

分子量 84.12

3-Methylbut-2-enal [107-86-8]

含 量 本品は、3-メチル-2-ブテナール (C_5H_8O) 97.0 %以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.458 \sim 1.464$

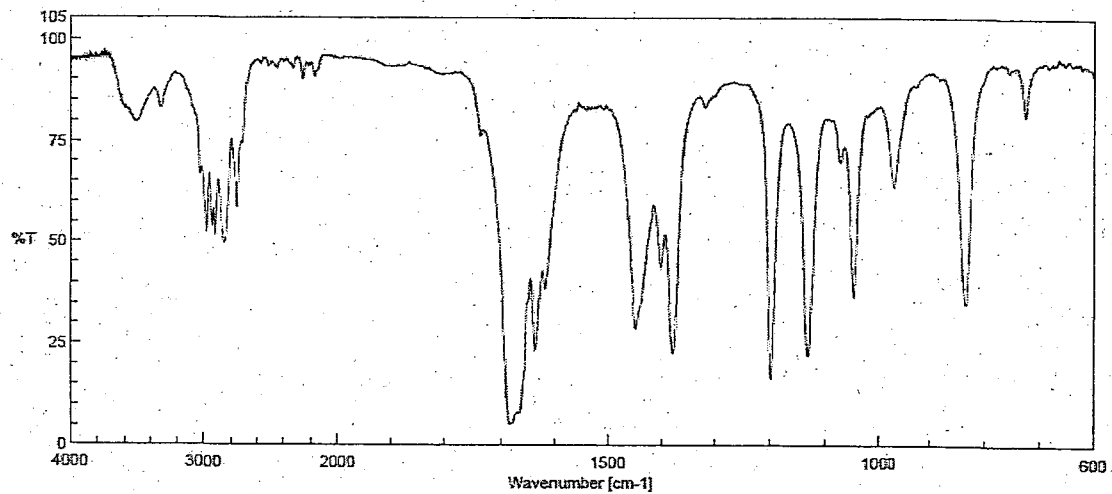
(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.870 \sim 0.875$

(3) 酸価 5.0 以下

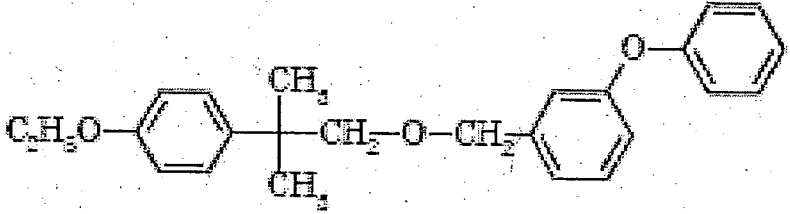
定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(2)により定量する。ただし、カラムは、内径 0.25~0.53mm、長さ 30~60m のケイ酸ガラス製の細管に、ガスクロマトグラフィー用ポリエチレングリコールを 0.25~1 μm の厚さで被覆したものを使用する。

参照赤外吸収スペクトル

3-メチル-2-ブテナール



エトフェンプロックス (Etofenprox)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類、畜産物への基準設定の要請があったもの。ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しは後日を行うものである。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	ピレスロイド様の活性を示す殺虫剤である。鱗翅目、半翅目、双翅目等の各種害虫に対して広い殺虫スペクトルを有する。神経軸索におけるナトリウムチャンネルの正常な働きを阻害することによって、殺虫活性を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/カメムシ類等、小麦/アブラムシ類等、豆类（種実）/ハスモンヨトウ等										
我が国の登録状況	稲、小麦、豆类（種実）等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	りんご、なし等に国際基準が設定されている。米国において米等に、欧州連合（EU）においてりんご、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI） 0.031 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験（マウス・混餌） 無毒性量 3.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：エトフェンプロックスとする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1545 1396 1803"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>26.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>50.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>29.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量（Estimated Daily Intake）</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	26.4	幼小児（1～6歳）	50.4	妊婦	20.6	高齢者（65歳以上）	29.1
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	26.4										
幼小児（1～6歳）	50.4										
妊婦	20.6										
高齢者（65歳以上）	29.1										
意見聴取の状況	平成22年9月28日に在京大使館への説明を実施 平成22年10月19日～11月17日パブリックコメントを実施 平成22年11月1日～12月31日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.5	0.5	○			0.13,0.13/<0.01,<0.01/0.01,<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.01/<0.01(#),<0.01(#)/0.30,0.01/0.06,0.04/0.046(#),0.015/0.065,0.022/0.106,0.064/0.022(#),0.020(#)/0.010,0.015/0.02,0.01/<0.01(#),<0.01(#)/<0.01(#),<0.01(#)/0.070(#),0.023(#)/0.023(#),0.03(#)/0.016(#),0.009(#)/0.011(#),0.016(#)/0.046,0.02/<0.01,<0.01/0.010,0.018/<0.01,<0.01/<0.01,<0.01/<0.01(#),<0.01/0.02,0.04/0.02,0.02
小麦	0.5	0.5	○			0.022,0.160/0.086(#),0.101(#)/0.260(#),0.37(#)/0.03,0.01
大麦	0.5	0.5				
ライ麦	0.5	0.5				
とうもろこし	0.5	0.5	○			<0.01,0.06/0.04,0.01
そば	0.5	0.5				
その他の穀類	0.5	0.5				
大豆	0.2	0.2	○			0.01,<0.01/<0.01(#),0.034(#)/<0.004,<0.004/0.006,0.050/0.014,0.04(#)/0.02,<0.01/0.012,0.014/<0.02,<0.020.010(#)/<0.01(#)/0.004,0.004/0.004(#),0.004(#)
小豆類	0.2	0.2	○			
えんどう	0.1	0.1	○			
そらまめ	0.1	0.1	○			
らつかせい	0.1	0.1	○			<0.01(#),<0.01(#)
その他の豆類	0.1	0.1	○			
ばれいしよ	0.1	0.1	○	0.01		<0.01,<0.01/<0.01,<0.01<0.005,<0.005(さといも)/<0.005,0.007(みずいも)<0.01,<0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1	0.1	○			
かんしよ	0.1	0.1	○			<0.01,<0.01
やまいも(長いもをいう。)	0.1	0.1	○			<0.005,<0.005/<0.005(#),<0.005/<0.005(#),<0.005(やまのいも)/<0.03(ながいも)
こんにやくいも	0.1	0.1				
その他のいも類	0.1	0.1				
てんさい	0.5	0.5	○			0.01,0.10/0.08,0.06/0.051(#),0.010.005,0.007
さとうきび	0.1	0.1	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	2	2	○			<0.01,0.02/0.01,<0.01/0.01,0.03/<0.01,0.02(#)0.54,4.09/0.07,0.03/0.042,1.12/3.14,0.84(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10	○			
かぶ類の根	2	2				
かぶ類の葉	10	10				
西洋わさび	0.5	0.5				
クレソン	2	2				
はくさい	5	5	○			0.12,0.16/2.32,2.020.31,0.20/0.019,0.394/0.024,0.192/0.08,0.26
キャベツ	2	2	○			
芽キャベツ	2	2				
ケール	2	2				
こまつな	2	2				
きょうな	2	2				
チンゲンサイ	2	2				
カリフラワー	2	2				
ブロッコリー	2	2				
その他のあぶらな科野菜	2	2	○			<0.2,0.5(畑わさび(根及び根茎))
ごぼう	0.5	0.5				
サルシフィー	0.5	0.5				
アーティチョーク	2	2				
チコリ	2	2				
エンダイブ	2	2				
しゅんぎく	2	2				
レタス(サラダ菜及びびらしやを含む。)	2	2	○			0.75,0.05
その他のきく科野菜	2	2	○			0.56,0.51(ふき)
たまねぎ						
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.30,1.00/0.437,0.179
にんにく						
にら	2	2				
アスパラガス	2	2				
わけぎ	2	2				
その他のゆり科野菜	2	2				

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
にんじん	0.5	0.5				
パースニップ	0.5	0.5				
パセリ	2	2				
セロリ	2	2				
みつば	2	2				
その他のせり科野菜	2	2	○			0.3(＃),0.7(＃)(せり) /<0.2,<0.2(あしたば)
トマト	2	2	○			
ピーマン	5	5	○			0.62(＃),1.98(＃)/0.609,0.264
なす	2	2	○			1.71,2.66
その他のなす科野菜	5	5	○			0.64,0.16,0.258,0.305
きゅうり(ガーキンを含む。)	2	2	○			
かぼちや(スカッシュを含む。)	2	2				0.13,0.18/0.162,0.54
しろり	2	2				
すいか	2	2	○			
メロン類果実	2	2	○			<0.01,<0.01
まくわうり	2	2	○			0.039,0.021
その他のうり科野菜	2	2	○			0.38,0.11(にがうり)
ほうれんそう	2	2				
たけのこ	0.5	0.5				
オクラ	5	5	○			1.10,0.16
しょうが	2	2	○			<0.01,0.054/0.007,0.007 /<0.005,<0.005(しょうが) /0.34,0.20(薬しょうが)
未成熟えんどう	2	2	○			0.40,1.05
未成熟いんげん	5	5	○			0.860,0.218
えだまめ	5	5	○			0.33,0.19/0.720,1.15
その他の野菜	5	5	○			<0.01(＃),0.010(＃) /<0.01,<0.01(れんこん) /0.32,0.64(エンサイ) /2.40,1.58(やまのいも(むかご)) /2.8,1.9(未成熟さきげ(さや)) /0.65,0.16(モロヘイヤ) /0.3,0.2(さといも(葉柄)) /<0.02,<0.02/<0.01(＃),<0.01(＃) /<0.01(＃),<0.01(＃)(うど)
みかん	2	2	○			0.03,0.02
なつみかんの果実全体	5	5	○			1.05,1.01
レモン	5	5	○			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			
グレープフルーツ	5	5	○			
ライム	5	5	○			
その他のかんきつ類果実	5	5	○			2.7(すだち)/0.98(かぼす)
りんご	2	2	○	1		0.39,0.80
日本なし	2	2	○	1		0.72,0.62
西洋なし	2	2	○	1		
マルメロ	2	2		1		
びわ	1	1		1		
もも	2	2	○			0.02,0.02
ネクタリン	2	2				
かき	2	2	○			0.72,0.85
バナナ	2	2				
キウイ	0.2	0.2				
パパイヤ	2	2				
アボカド	2	2				
パイナップル	2	2				
グアバ	2	2				
マンゴー	2	2				
パッションフルーツ	2	2				
ぎんなん	0.1	0.1				
くり	2	2	○			<0.01,<0.01
ペカン	0.1	0.1				
アーモンド	0.1	0.1				
くるみ	0.1	0.1				
その他のナッツ類	0.1	0.1				
茶	10	10	○			1.62,3.98(荒茶) /<0.02(＃),0.02(＃)(浸出液)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	5	5				6.9,11.4(みかんの果皮)
その他のハーブ	5	5	○			0.2,<0.1(煙わさび(花及び花茎)) /0.2,0.2(煙わさび(葉))
牛の筋肉	0.5					推:0.12 (牛の筋肉を参照)
豚の筋肉	0.5					(牛の筋肉を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5					(牛の筋肉を参照)
牛の脂肪	7					推:4.9 (牛の脂肪を参照)
豚の脂肪	7					(牛の脂肪を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7					(牛の脂肪を参照)
牛の肝臓	0.5					推:0.19 (牛の肝臓を参照)
豚の肝臓	0.5					(牛の肝臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5					(牛の肝臓を参照)
牛の腎臓	0.5					推:0.33 (牛の腎臓を参照)
豚の腎臓	0.5					(牛の腎臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5					(牛の腎臓を参照)
牛の食用部分	0.5					(牛の肝臓を参照)
豚の食用部分	0.5					(牛の肝臓を参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5					(牛の肝臓を参照)
乳	0.5					推:0.35
鶏の筋肉	0.01					推:<0.004 (鶏の筋肉を参照)
その他の家きんの筋肉	0.01					(鶏の筋肉を参照)
鶏の脂肪	0.5					推:0.11 (鶏の脂肪を参照)
その他の家きんの脂肪	0.5					(鶏の脂肪を参照)
鶏の肝臓	0.02					推:0.0063 (鶏の肝臓を参照)
その他の家きんの肝臓	0.02					(鶏の肝臓を参照)
鶏の腎臓	0.02					(鶏の肝臓を参照)
その他の家きんの腎臓	0.02					(鶏の肝臓を参照)
鶏の食用部分	0.02					(鶏の肝臓を参照)
その他の家きんの食用部分	0.02					(鶏の肝臓を参照)
鶏の卵	0.1					推:0.041 (鶏の卵を参照)
その他の家きんの卵	0.1					(鶏の卵を参照)
魚介類	0.8					推:0.77

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申(案):

(別紙2)

エトフェンプロックスについては、次のとおり残留基準を追加することが適当である。

エトフェンプロックス

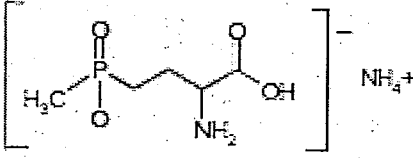
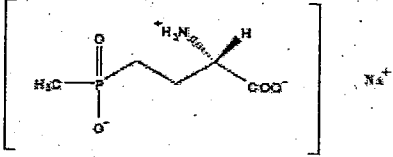
食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注1) の筋肉	0.5
牛の脂肪	7
豚の脂肪	7
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	7
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.5
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^(注2)	0.5
乳	0.5
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^(注3) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.5
その他の家きんの脂肪	0.5
鶏の肝臓	0.02
その他の家きんの肝臓	0.02
鶏の腎臓	0.02
その他の家きんの腎臓	0.02
鶏の食用部分	0.02
その他の家きんの食用部分	0.02
鶏の卵	0.1
その他の家きんの卵	0.1
魚介類	0.8

(注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

グルホシネート (Glufosinate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し並びに農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴い要請があったもの (グルホシネート P)										
構造式	<p>グルホシネート</p>  <p>グルホシネート P</p> 										
用途	農薬 / 除草剤										
作用機構	アミノ酸系除草剤である。グルタミン合成酵素阻害によりアンモニアが蓄積し、植物の生理機能を阻害して殺草活性を示すと考えられている。										
適用作物 / 適用雑草等	農薬登録申請：かんきつ、なす、トマト等 / 畑地一年生雑草等 適用拡大申請：そば、ゴボウ等 / 一年生雑草等										
我が国の登録状況	りんご、小麦等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	バナナ、ばれいしょ等に国際基準が設定されている。米国においてりんご、ぶどう等に、カナダにおいてとうもろこし、小麦等に、EUにおいてレモン、キウイ等に、オーストラリアにおいてベリー類果実、トマト等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0091 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.91 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：穀類、豆類、種実類及びてんさいについては、グルホシネート、代謝物 B 及び Z とし、その他の食品については、グルホシネート及び代謝物 B とする。										
暴露評価	<p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>31.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>66.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>29.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI 比 (%)	国民平均	31.8	幼小児 (1~6 歳)	66.1	妊婦	26.1	高齢者 (65 歳以上)	29.3
	EDI/ADI 比 (%)										
国民平均	31.8										
幼小児 (1~6 歳)	66.1										
妊婦	26.1										
高齢者 (65 歳以上)	29.3										
意見聴取の状況	平成 22 年 9 月 28 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 10 月 19 日~11 月 17 日パブリックコメントを実施 平成 22 年 11 月 1 日~12 月 31 日 W.T.O 通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (グルホシネート)	登録 有無 (グルホシネート)	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米 (玄米をいう。)	0.3	0.50	○	申			0.06, 0.05/<0.02(P), <0.02(P)
小麦	0.2	0.20	○				0.03, 0.04
大麦	0.5	5.0	○				<0.2, <0.2
とうもろこし	0.1	0.10			0.1		
そば	0.3		申				<0.09, <0.09
大豆	2	2.0	○		2		<0.04, 0.08
小豆類	2	2.0	○		2		
えんどう	3	2.0	○		3		
そら豆	2	2.0	○		2		
らつかせい	0.1		申				<0.02, <0.02
その他の豆類	3	3.0	○		3		
ばれいしよ	0.2	0.50	○		0.5		<0.03, <0.03
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.2	0.10	○	申			<0.03, <0.03(#)
かんしよ	0.1	0.10	○				<0.02, <0.02
やまいも (長いもをいう。)	0.2	0.10	○				0.04, <0.03(#)
こんにやくいも	0.2	0.10	○				0.04(#), <0.03(#)
てんさい	0.9	0.90			0.05	0.9	【0.05(#)- 0.94(#)(n=14)(米国)】
だいこん類 (ラディッシュを含む) の根	0.3	0.50	○				<0.02(#), 0.06 (はつかだいこん)
だいこん類 (ラディッシュを含む) の葉	0.3	0.50	○				<0.02(#), 0.07 (はつかだいこん)
かぶ類の根	0.1	0.50	○				<0.02, <0.02
かぶ類の葉	0.1	0.50	○				<0.02, <0.02
西洋わさび		0.50					(水稲参照)
クレソン	0.3	0.50	○	申			<0.03(#), <0.03(#)
はくさい	0.2	0.20	○				<0.03(#), <0.03(#)
キャベツ	0.2	0.50	○	申			<0.03(#), <0.03(#)
芽キャベツ		0.50					
ケール		0.50					
チンゲンサイ		0.50					
カリフラワー		0.50					
ブロッコリー	0.2	0.50	○・申				<0.03, <0.03 <0.05(#), <0.05(なばな)
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.50	○				<0.05, <0.05
ごぼう	0.2		申				
サルシフィー		0.50					
アーティチョーク		0.50					
チコリ		0.50					
エンダイブ		0.50					
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2	0.50	○				<0.03, <0.03(#)
その他のきく科野菜	0.5	0.50	○				<0.12, <0.12(食用きく)
たまねぎ	0.2	0.20	○		0.05		<0.02, <0.05
ねぎ (リーキを含む。)	0.2	0.20	○				<0.03, <0.03
にんにく	0.3	0.50	○				<0.10, <0.10
にら	0.2	0.50	○				<0.03, <0.03
アスパラガス	0.2	0.20	○		0.05		<0.04, <0.04
その他のゆり科野菜		0.50					

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (ク*ルホシ ネード)	登録 有無 (ク*ルホシ ネードP)	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん	0.1	0.20	○		0.05		<0.02, <0.02
パースニップ		0.50					
パセリ	0.7	0.50	○				<0.3, <0.3
セロリ	0.2	0.50	○				0.03, <0.03
その他のせり科野菜	0.3	0.50	○	申			(水稲参照)
トマト	0.2	0.20	○	申			<0.03 (#), <0.03 (#)/<0.02 (#) (P)
ピーマン	0.2	0.20	○				<0.03, <0.03
なす	0.2	0.20	○	申			<0.03, <0.03
その他のなす科野菜	0.2	0.50	○				<0.03, <0.03/<0.02 (#), <0.02 (#) (P)
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.2	0.20	○				<0.03, <0.03
かぼちや (スカッシュを含む。)	0.2	0.20	○				<0.03 (#), <0.03 (#)
しろりり	0.3		申				<0.07, <0.07
すいか	0.1	0.30	○				<0.02, <0.02
メロン類果実	0.3	0.30	○	申			<0.03, 0.09 (#)/<0.02 (P), <0.02 (P)
その他のうり科野菜	0.2	0.50	○				<0.03, <0.03 (にがうり)
ほうれんそう	0.1	0.50	○	申			<0.02, <0.02/<0.02, <0.02 (P)
オクラ	0.1	0.1	○				0.02, <0.02 (#)
しょうが	0.3	0.50	○				<0.03, 0.10 (しょうが)/0.05, 0.04 (薬しょうが)
未成熟えんどう	0.2	0.50	○				<0.03, <0.03 (さやえんどう)
未成熟いんげん	0.05	0.05	○		0.05		<0.009, <0.009 (さやいんげん)
えだまめ	0.2	0.20	○				<0.02, 0.04
マッシュルーム		0.50					
その他の野菜	0.3	0.05	○・申	申	0.05		0.012, <0.009 (食用桑), (水稲参照)
みかん	0.2	0.30	○	申	0.1		<0.03, <0.03/<0.02 (#), <0.02 (#) (P)
なつみかんの果実全体	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
レモン	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
オレンジ (ネーブルオレンジを含む)	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
グレープフルーツ	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
ライム	0.2	0.30	○	申	0.1		(みかん参照)
その他のかんきつ類果実	0.2	0.30	○	申	0.1		<0.02 (#) (ゆず), <0.02 (#) (P) (すだち) (みかん参照)
りんご	0.2	0.30	○	申	0.05		<0.03 (#), <0.03/<0.02, <0.02 (#) (P)
日本なし	0.2	0.30	○	申	0.05		<0.03, <0.03/<0.02 (#)/<0.02 (#) (P)
西洋なし	0.1	0.30	○	申	0.05		<0.02 (#)/<0.02 (#) (P)
マルメロ	0.1	0.05	○	申	0.05		(西洋なし参照)
びわ	0.2	0.30	○	申	0.05		0.03 (#), 0.03 (#)/0.02 (#), 0.02 (#) (P)
もも	0.2	0.30	○	申	0.05		0.05, <0.04

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (グルホ シネート)	登録 有無 (グルホ シネートP)	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ネクタリン	0.1	0.05	○	申	0.05		0.012, <0.012/<0.02 (#), <0.02 (#) (P) (う め)/<0.02 (#) (P) (n=18) (果樹類=うめ、日本な し、西洋なし、りん ご、おうとう、ぶど う、いちじく、キウイ フルーツ及びびわ)
あんず (アブリコットを含む)	0.3	0.05	○	申	0.05		(うめ参照)
すもも (ブルーンを含む)	0.1	0.05	○	申	0.05		0.015, <0.012 <0.012, 0.053 (\$)/<0.02 (#), <0.02 (#) (P)
うめ	0.3	0.30	○・申	申	0.05		<0.03, 0.09/<0.02 (#), < 0.02 (#) (P)
おうとう (チェリーを含む)	0.3	0.30	○	申	0.05		
いちご	0.5	0.30	○・申		0.1		<0.02, 0.11 (\$)
ラズベリー	0.1	0.10		申	0.1		
ブラックベリー	0.1	0.10		申	0.1		
ブルーベリー	0.1	0.10	○	申	0.1		0.02, 0.02
クランベリー	0.1	0.10		申	0.1		
ハックルベリー	0.1	0.10		申	0.1		
その他のベリー類果実	0.1	0.10	○	申	0.5		<0.03 (#), <0.03 (#) (食 用桑(果実))
ぶどう	0.2	0.30	○	申	0.1		<0.03, <0.03/<0.02 (#), 0.02 (#) (P)
かき	0.1	0.30	○	申	0.05		<0.02 (#), <0.02
バナナ	0.2	0.20		申	0.2		
キウイ	0.2	0.05	申	申	0.05		<0.03 (#), 0.04/<0.02 (#) , <0.02 (#) (P)
パイナップル	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
アボカド	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
パイナップル	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
グアバ	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
マンゴー	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
パッションフルーツ	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
なつめやし	0.1	0.05		申	0.05		(果樹類参照)
その他の果実	0.2	0.50	○	申	0.1		<0.02, 0.03 (\$) (いちじ く)/<0.02, <0.02 (#) (P)
ひまわりの種子	5	5.0			5		
綿実	4	4				4	アメリカ
なたね	5	5.0			5		【0.17-3.33 (n=29) (米 国)】
ぎんなん	0.1	0.10	○	申	0.1		<0.02 (#), <0.02
くり	0.2	0.30	○	申	0.1		<0.03 (#), <0.03 (#)
ペカン	0.1	0.10		申	0.1		
アーモンド	0.1	0.10		申	0.1		
くるみ	0.1	0.10		申	0.1		
その他のナッツ類	0.1	0.10		申	0.1		
茶	0.3	0.50	○			0.05	オーストラリア
コーヒー豆		0.05					
その他のスパイス	0.5	3	○	申			0.17 (\$), 0.03 (さんしょ う)
その他のハーブ	0.5	0.5	○				<0.12, <0.12 (しそ)
牛の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ
豚の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ
牛の脂肪	0.4	0.4			0.05	0.4	アメリカ

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無 (グルホ シネート)	登録 有無 (グルホシ ネートP)	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
					国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
豚の脂肪	0.4	0.4			0.05	0.4	アメリカ (牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4	0.4			0.05	0.4	アメリカ (牛の脂肪参照)
牛の肝臓	6	0.1			0.1	6	アメリカ 推: 5.4 (牛の肝臓参照)
豚の肝臓	6	0.1			0.1	6	アメリカ (牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6	0.1			0.1	6	アメリカ (牛の肝臓参照)
牛の腎臓	4	0.1			0.1	6	アメリカ 推: 3.0 (牛の腎臓参照)
豚の腎臓	4	0.1			0.1	6	アメリカ (牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4	0.1			0.1	6	アメリカ (牛の腎臓参照)
牛の食用部分	6	0.1			0.1	6	アメリカ (牛の肝臓参照)
豚の食用部分	6	0.1			0.1	6	アメリカ (牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6	0.1			0.1	6	アメリカ (牛の肝臓参照)
乳	0.02	0.02			0.02	0.15	アメリカ 推: <0.02
鶏の筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ 推: <0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ (鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.05	0.2			0.05	0.15	アメリカ 推: <0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.2			0.05	0.15	アメリカ (鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ 推: <0.1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ (鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.5	0.1			0.1	0.6	アメリカ 推: 0.34
その他の家きんの腎臓	0.5	0.1			0.1	0.6	アメリカ (鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ (鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1			0.1	0.6	アメリカ (鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ 推: <0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05			0.05	0.15	アメリカ (鶏の卵参照)
ひまわり油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05	0.05			0.05		
なたね油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05	0.05			0.05		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$) これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

グルホシネート

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.3
小麦	0.2
大麦	0.5
とうもろこし	0.1
そば	0.3
大豆	2
小豆類(注1)	2
えんどう	3
そら豆	2
らつかせい	0.1
その他の豆類(注2)	3
ばれいしよ	0.2
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2
かんしよ	0.1
やまいも(長いもをいう。)	0.2
こんにやくいも	0.2
てんさい	0.9
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.3
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.3
かぶ類の根	0.1
かぶ類の葉	0.1
クレソン	0.3
はくさい	0.2
キャベツ	0.2
ブロッコリー	0.2
その他のあぶらな科野菜(注3)	0.2
ごぼう	0.2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2
その他のきく科野菜(注4)	0.5
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	0.2
にんにく	0.3
にら	0.2
アスパラガス	0.2
にんじん	0.1
パセリ	0.7
セロリ	0.2
その他のせり科野菜(注5)	0.3
トマト	0.2
ピーマン	0.2
なす	0.2
その他のなす科野菜(注6)	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.2
しろうり	0.3
すいか	0.1
メロン類果実	0.3
その他のうり科野菜(注7)	0.2
ほうれんそう	0.1
オクラ	0.1
しょうが	0.3
未成熟えんどう	0.2
未成熟いんげん	0.05

※今回残留基準を設定するグルホシネートには、グルホシネートアンモニウム塩及びグルホシネートPが含まれる。穀類、豆類、種実類及びびてんさいにあつては、グルホシネートをアンモニウム塩に換算したもの、代謝物B【3-メチルホスフィニコプロピオン酸】をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものと及び代謝物Z【N-アセチルグルホシネート】をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいう。その他の食品については、グルホシネートをアンモニウム塩に換算したものと及び代謝物B【3-メチルホスフィニコプロピオン酸】をグルホシネートアンモニウム塩に換算したものの和をいう。

(注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

(注2) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

(注3) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注4) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注5) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注6) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注7) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

グルホシネット (つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
えだまめ	0.2
その他の野菜 ^(注8)	0.3
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.2
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 ^(注9)	0.2
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.1
マルメロ	0.1
びわ	0.2
もも	0.2
ネクタリン	0.1
あんず (アプリコットを含む。)	0.3
すもも (プルーンを含む。)	0.1
うめ	0.3
おうとう (チェリーを含む。)	0.3
いちご	0.5
ラズベリー	0.1
ブラックベリー	0.1
ブルーベリー	0.1
クランベリー	0.1
ハックルベリー	0.1
その他のベリー類果実 ^(注10)	0.1
ぶどう	0.2
かき	0.1
バナナ	0.2
キウイ	0.2
パパイヤ	0.1
アボカド	0.1
パイナップル	0.1
グアバ	0.1
マンゴー	0.1
パッションフルーツ	0.1
なつめやし	0.1
その他の果実 ^(注11)	0.2
ひまわりの種子	5
綿実	4
なたね	5
ぎんなん	0.1
くり	0.2
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 ^(注12)	0.1
茶	0.3
その他のスパイス ^(注13)	0.5
その他のハーブ ^(注14)	0.5
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^(注15) の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.4
豚の脂肪	0.4

(注8) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注9) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注10) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

(注11) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注12) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

(注13) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注14) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注15) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

グルホシネート (つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.4
牛の肝臓	6
豚の肝臓	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	6
牛の腎臓	4
豚の腎臓	4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	4
牛の食用部分 ^(注16)	6
豚の食用部分	6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	6
乳	0.02
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^(注17) の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.5
その他の家きんの腎臓	0.5
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
ひまわり油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05
なたね油 (食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)	0.05

(注16) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(注17) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

※西洋わさび、芽キャベツ、ケール、チンゲンサイ、カリフラワー、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、その他のゆり科野菜、パースニップ及びマッシュルームについては、現行基準が削除される。

クロランスラムメチル(Cloransulam-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	トリアゾロピリミジン環を有する除草剤であり、広葉雑草の防除に用いられる。植物のアセト乳酸合成酵素（ALS）を阻害することで除草作用を示すものと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	大豆／広葉雑草										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国、カナダにおいて大豆に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI） 0.05 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験（イヌ・混餌） 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：クロランスラムメチルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.0	幼小児（1～6歳）	0.1	妊婦	0.0	高齢者（65歳以上）	0.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.0										
幼小児（1～6歳）	0.1										
妊婦	0.0										
高齢者（65歳以上）	0.0										
意見聴取の状況	平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施 平成22年11月11日～12月10日パブリックコメントを実施 平成22年11月23日～平成23年1月22日WT〇通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 クロランスラムメチル

(別紙1)

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.02	0.06		0.02	アメリカ	【0.007(n=35)(米国)】

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

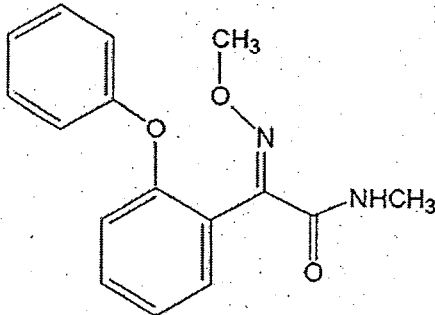
答申 (案)

(別紙2)

クロランスラムメチル

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.02

メトミノストロビン (Metominostrobin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	ストロビルリン系殺菌剤である。糸状菌に対しミトコンドリアの電子伝達系を阻害することにより、孢子発芽阻止、孢子発芽以降の宿主への侵入阻止等の作用を示すことが確認されている。										
適用作物/適用雑草等	稲/いもち病、紋枯病等										
我が国の登録状況	稲に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.016 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1.6 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: メトミノストロビンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="564 1435 1406 1693"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>14.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>24.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>14.1</td> </tr> </tbody> </table> TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	14.2	幼小児 (1~6歳)	24.4	妊婦	11.0	高齢者 (65歳以上)	14.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	14.2										
幼小児 (1~6歳)	24.4										
妊婦	11.0										
高齢者 (65歳以上)	14.1										
意見聴取の状況	平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施 平成22年11月11日~12月10日パブリックコメントを実施 平成22年11月23日~平成23年1月22日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

メミノストロビン

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.5	0.5	○			0.104,0.053, 0.08,0.12 0.051,0.172
魚介類	0.3		申			推:0.220

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申（案）

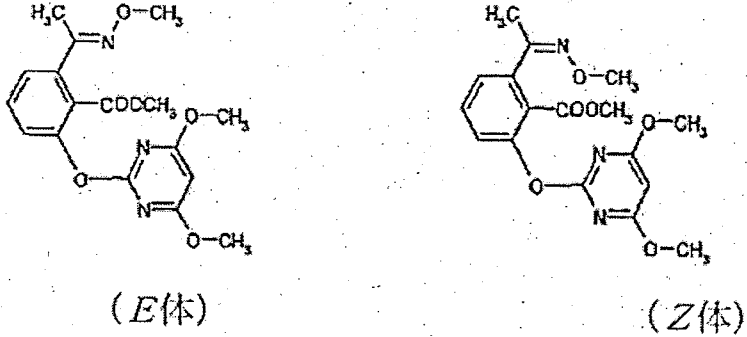
（別紙2）

メミノストロビン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.5
魚介類	0.3

※今回残留基準を設定するメミノストロビンとは、(E)-2-メキシイミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル)アセトアミドのみをいう。

ピリミノバックメチル(Pyriminobac-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式	 <p>(E体) (Z体)</p> <p>原体中組成 E体 : Z体 ≒ 5 : 1</p>										
用途	農薬/除草剤										
作用機構	ピリミジニルカルボキシ系除草剤である。アセト乳酸合成酵素を阻害することにより作用を示すと考えられる。										
適用作物/適用雑草等	移植水稻、直播水稻/ノビエ等										
我が国の登録状況	移植水稻、直播水稻に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。諸外国においても残留基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.02 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代繁殖試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ピリミノバックメチル(E体とZ体の和)とする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="561 1473 1401 1742"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	0.9	幼小児 (1~6歳)	1.5	妊婦	0.6	高齢者 (65歳以上)	0.9
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	0.9										
幼小児 (1~6歳)	1.5										
妊婦	0.6										
高齢者 (65歳以上)	0.9										
意見聴取の状況	平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施 平成22年11月11日~12月10日パブリックコメントを実施 平成22年11月23日~平成23年1月22日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名 ピリミノバックメチル

(別紙1)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.1	○			<0.01, <0.01(#)

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申（案）

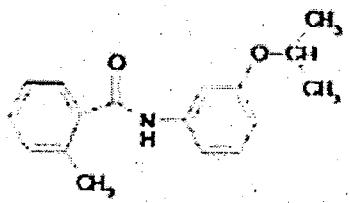
（別紙2）

ピリミノバックメチル

※今回残留基準を設定するピリミノバックメチルとは、E体とZ体の和をいう。

食品名	残留基準値
米(玄米をいう。)	ppm 0.05

メプロニル(Mepronil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	アミド系殺菌剤である。呼吸系のコハク酸脱水素酵素の阻害により、イネ紋枯病菌など担子菌類に特異的活性を示すものと考えられている。										
適用作物/適用雑草等	稲/紋枯病等、だいこん/苗立枯病等、なし/赤星病										
我が国の登録状況	稲、だいこん及びなし等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。EUにおいていちごに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.05 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口投与) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: メプロニルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1276 1404 1545"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>31.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>59.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>26.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>28.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	31.8	幼小児 (1~6 歳)	59.8	妊婦	26.9	高齢者 (65 歳以上)	28.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	31.8										
幼小児 (1~6 歳)	59.8										
妊婦	26.9										
高齢者 (65 歳以上)	28.8										
意見聴取の状況	平成 22 年 11 月 2 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 11 月 11 日~12 月 10 日パブリックコメントを実施 平成 22 年 11 月 23 日~平成 23 年 1 月 22 日 WTO 通報を実施										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	2.0	○			0.78(\$), 0.11, 0.36
小麦	2	2.0	○			0.061, 0.314, 0.986(\$)
大麦	2	2.0	○			0.82(\$), 0.16
ライ麦	2	2.0	○			(小麦、大麦参照)
その他の穀類	2		○			(小麦、大麦参照)
ばれいしよ	0.02	1.0	○			<0.005, <0.005
こんにやくいも	0.1	1.0	○			0.014, 0.017
てんさい	0.2	1.0	○			<0.05, <0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.02	1.0	○			<0.005(#), <0.005(#)
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	1	5.0	○			0.011(#), 0.34(#)(%)
レタス	1	1.0	○			0.46, 0.390
その他のきく科野菜	0.2	1.0	○			0.009(#), 0.039(#)(%) (ふき)
トマト	0.02	1.0	○			<0.005, <0.005
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02	1.0	○			<0.005, <0.005
すいか	0.02	2.0	○			<0.004, <0.004
ほうれんそう	0.7	1.0	○			0.244(\$), 0.069
日本なし	1	2.0	○			0.040, 0.347(\$)
西洋なし	1	2.0	○			(日本なし参照)
ぶどう	2	5.0	○			0.66, 0.88
その他のハーブ		1				
魚介類	2					推:1.3

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申(案)

(別紙2)

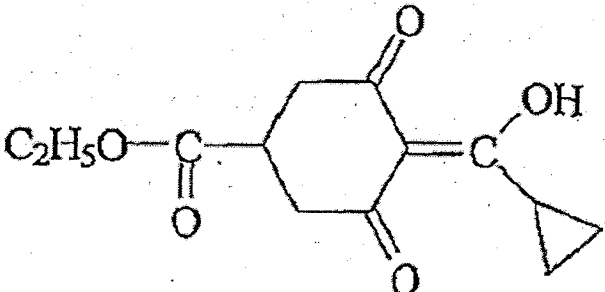
メプロニル

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	2
小麦	2
大麦	2
ライ麦	2
その他の穀類 ^{注1)}	2
ばれいしょ	0.02
こんにゃくいも	0.1
てんさい	0.2
だいこん類(根)	0.02
だいこん類(葉)	1
レタス(サラダ菜及びチシャを含む。)	1
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.2
トマト	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.02
すいか	0.02
ほうれんそう	0.7
日本なし	1
西洋なし	1
ぶどう	2
魚介類	2

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

トリネキサパックエチル(Trinexapac-ethyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/植物成長調整剤										
作用機構	シクロヘキサジオン系植物成長調整剤である。成長点でのGA20からGA1への変換過程におけるジベレリン生合成を阻害することにより、葉と節間の伸長を阻止するものと考えられている。										
適用作物	小麦、大麦										
我が国の登録状況	食品への国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。EUにおいて小麦、大麦等に基準値が設定されている。オーストラリアにおいて陸棲哺乳類の食用部分等に、ニュージーランドにおいて米、小麦等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.0059 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2世代繁殖試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 0.59 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：トリネキサパックエチル及び代謝物Bとする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="555 1422 1401 1691"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>53.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>16.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	23.5	幼小児 (1~6歳)	53.2	妊婦	22.7	高齢者 (65歳以上)	16.4
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	23.5										
幼小児 (1~6歳)	53.2										
妊婦	22.7										
高齢者 (65歳以上)	16.4										
意見聴取の状況	<p>平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成22年11月11日~12月10日パブリックコメントを実施</p> <p>平成22年11月23日~平成23年1月22日WTO通報を実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.5				
小麦	0.6	0.02			0.5 EU(代謝物B)	【<0.04,<0.04,0.05,<0.04(EU)】【EUのライ麦参照】
大麦	0.6	0.02			0.5 EU(代謝物B)	【<0.02,0.03,<0.02(EU)】
ライ麦	0.6	0.02			0.5 EU(代謝物B)	【EUのライ麦参照】
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類	0.6	0.02			0.5 EU(代謝物B)	【<0.04,<0.04,<0.04(オート麦)(EU)】【EUのライ麦参照】
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らつかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしよ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしよ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレンソ		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
セロリ		0.02				
みつば		0.02				
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				
かぼちや(スカッシュを含む。)		0.02				
しろり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわり		0.02				
その他のり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アブリコットを含む)		0.02				
すもも(プルーンを含む)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハックルベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

注1) 基準値案、基準値現行及び作物残留試験成績等は、トリネキサパックエチル及び代謝物Bをトリネキサパックエチル含量に換算したものの和で示した。

注2) EU基準は代謝物B換算の基準であり、下線をつけて示した。

注3) 基準値案に代謝物B換算の参考基準値を用いた場合は、換算係数1.13を用いてトリネキサパックエチルに換算して示している。

答申(案)

(別紙2)

トリネキサパッケチル

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.6
大麦	0.6
ライ麦	0.6
その他の穀類 ^(注1)	0.6

※今回残留基準を設定するトリネキサパッケチルは、トリネキサパッケチル及び代謝物B【トリネキサパッケ】をトリネキサパッケチル含量に換算したものの和をいう。

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

※米については、現行基準が削除される。

ゾキサミド (Zoxamide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	べと病及び粉状そうか病等の防除に用いられる殺菌剤である。作用機構はチューブリンのベータサブユニットへの結合による微小管細胞骨格の破壊と、その結果もたらされる核分裂阻害によると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	ばれいしょ／そうか病、ぶどう／べと病等										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	きゅうり、ぶどう等に国際基準が設定されている。米国及びカナダにおいてぶどう、ばれいしょ等に、韓国において唐辛子（ピーマン、パプリカを含む）に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.48 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 48 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ゾキサミドとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.4	幼小児 (1~6 歳)	1.0	妊婦	0.3	高齢者 (65 歳以上)	0.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.4										
幼小児 (1~6 歳)	1.0										
妊婦	0.3										
高齢者 (65 歳以上)	0.3										
意見聴取の状況	平成 23 年 1 月 14 日に在京大使館への説明を実施 平成 23 年 1 月 27 日～2 月 25 日パブリックコメントを実施 平成 23 年 1 月 31 日～平成 23 年 4 月 1 日 WTO 通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしよ	0.06	0.06		0.02	0.06	アメリカ 【<0.02(n=44)(#)(米国)】
トマト	2	2		2	2.0	アメリカ 【0.07(#)-0.40(#)(n=18)(米国)】
ピーマン	0.3	0.3			0.3	韓国 【0.17(韓国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1		1	1.0	アメリカ 【0.01(#)-0.11(#)(n=7)(米国)】
かぼちや(スカッシュを含む。)	1	1			1.0	アメリカ 【0.05(#)-0.25(#)(n=6)(米国)】
しろうり	1	1			1.0	アメリカ 【米国きゅうり・かぼちや・メロン類参照】
すいか	1	1			1.0	アメリカ 【米国きゅうり・かぼちや・メロン類参照】
メロン類果実	1	1			1.0	アメリカ 【0.04-0.61(#)(n=7)(米国)】
まくわうり	1	1			1.0	アメリカ 【米国きゅうり・かぼちや・メロン類参照】
その他のうり科野菜	1	1			1.0	アメリカ 【米国きゅうり・かぼちや・メロン類参照】
その他の野菜		0.06				
ぶどう	5	3		5	3.0	アメリカ 【0.12-4.34(n=29)(#)(米国)】
その他のスパイス		0.06				
その他のハーブ		0.06				
干しぶどう	15			15		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申(案)

(別紙2)

ゾキサミド

食品名	残留基準値
	ppm
ばれいしよ	0.06
トマト	2
ピーマン	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	1
しろり	1
すいか	1
メロン類果実	1
まくわり	1
その他のうり科野菜(注)	1
ぶどう	5
干しぶどう	15

(注)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

メチオカルブ (Methiocarb)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	カーバメイト系殺虫剤である。コリンエステラーゼ阻害作用により神経の異常興奮を起こさせて、カタツムリ、ナメクジ等に殺虫活性を示す。										
適用作物	オレンジ										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準はとうもろこし、キャベツ等に設定されている。 オーストラリアにおいて野菜類、柑橘類果実等に、EUにおいてクレソン、レモン等に残留基準が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.024 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性 (イヌ・混餌) 無毒性量 2.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: メチオカルブ、代謝物D及び代謝物Hとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>11.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>5.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	6.0	幼小児 (1~6歳)	11.7	妊婦	5.6	高齢者 (65歳以上)	5.4
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	6.0										
幼小児 (1~6歳)	11.7										
妊婦	5.6										
高齢者 (65歳以上)	5.4										
意見聴取の状況	平成23年1月14日に在京大使館への説明を実施 平成23年1月27日~2月25日パブリックコメントを実施 今後WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05				
小麦	0.05	0.05		0.05		
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05				
とうもろこし	0.05	0.05		0.05		
そば	0.05	0.05				
その他の穀類	0.05	0.05				
大豆	0.05	0.05				
小豆類	0.05	0.05				
えんどう	0.1	0.05		0.1		
そら豆	0.05	0.05				
らっかせい	0.05	0.05				
その他の豆類	0.1	0.05		0.1		
ばれいしよ	0.05	0.05		0.05		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05				
かんしよ	0.05	0.05				
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05				
こんにやくいも	0.05	0.05				
その他のいも類	0.05	0.05				
てんさい	0.05	0.05		0.05		
さとうきび	0.05	0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05	0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.05	0.05				
かぶ類の根	0.05	0.05				
かぶ類の葉	0.05	0.05				
西洋わさび	0.05	0.05				
クレソン	0.05	0.05				
はくさい	0.05	0.05				
キャベツ	0.1	0.1		0.1		
芽キャベツ	0.1	0.1		0.05		
ケール	0.05	0.05				
こまつな	0.05	0.05				
きょうな	0.05	0.05				
チンゲンサイ	0.05	0.05				
カリフラワー	0.1	0.1		0.1		
ブロッコリー	0.1	0.1		0.1		
その他のあぶらな科野菜	0.05	0.05				
ごぼう	0.05	0.05				
サルシフィー	0.05	0.05				
アーティチョーク	0.05	0.05		0.05		
チコリ	0.05	0.05				
エンダイブ	0.05	0.05				
しゅんぎく	0.05	0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1	0.1		0.05		
その他のきく科野菜	0.05	0.05				
たまねぎ	0.5	0.05		0.5		
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	0.05		0.5		
にんにく	0.05	0.05				
にら	0.05	0.05				
アスパラガス	0.05	0.05				
わけぎ	0.05	0.05				
その他のゆり科野菜	0.05	0.05				
にんじん	0.05	0.05				
パースニップ	0.05	0.05				
パセリ	0.05	0.05				
セロリ	0.05	0.05				
みつば	0.05	0.05				
その他のせり科野菜	0.05	0.05				
トマト	0.05	0.05				
ピーマン	2	0.05		2		
なす	0.05	0.05				
その他のなす科野菜	0.05	0.05				

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05	0.05				
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05	0.05				
しろり	0.05	0.05				
すいか	0.05	0.05				
メロン類果実	0.05	0.05		0.2		
まくわうり	0.05	0.05				
その他のうり科野菜	0.05	0.05				
ほうれんそう	0.05	0.05				
たけのこ	0.05	0.05				
オクラ	0.05	0.05				
しょうが	0.05	0.05				
未成熟えんどう	0.1	0.05		0.1		
未成熟いんげん	0.05	0.05				
えだまめ	0.05	0.05				
マッシュルーム	0.05	0.05				
しいたけ	0.05	0.05				
その他のきのこ類	0.05	0.05				
その他の野菜	0.1	0.05		0.1		
みかん		0.05				
なつみかんの果実全体	0.05	0.05				
レモン	0.05	0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.05	0.05				
グレープフルーツ	0.05	0.05				
ライム	0.05	0.05				
その他のかんきつ類果実	0.05	0.05				
りんご	0.05	0.05				
日本なし	0.05	0.05				
西洋なし	0.05	0.05				
マルメロ	0.05	0.05				
びわ	0.05	0.05				
もも	3	3.0				
ネクタリン	0.05	0.05				
あんず(アプロコットを含む)	0.05	0.05				
すもも(プルーンを含む)	0.05	0.05				
うめ	0.05	0.05				
おうとう(チェリーを含む)	0.05	0.05				
いちご	1	0.05		1		
ラズベリー	0.05	0.05				
ブラックベリー	0.05	0.05				
ブルーベリー	0.05	0.05				
クランベリー	0.05	0.05				
ハックルベリー	0.05	0.05				
その他のベリー類果実	0.05	0.05				
ぶどう	0.1	0.1				
かき	0.05	0.05				
バナナ	0.05	0.05				
キウイ	0.05	0.05				
パパイヤ	0.05	0.05				
アボカド	0.05	0.05				
パイナップル	0.05	0.05				
グアバ	0.05	0.05				
マンゴー	0.05	0.05				
パッションフルーツ	0.05	0.05				
なつめやし	0.05	0.05				
その他の果実	0.05	0.05				
ひまわりの種子	0.05			0.05		
なたね	0.05	0.05		0.05		
その他のナッツ類	0.05	0.05		0.05		
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

メチオカルブ

食品名	基準値案 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
とうもろこし	0.05
そば	0.05
その他の穀類 ^(注1)	0.05
大豆	0.05
小豆類 ^(注2)	0.05
えんどう	0.1
そら豆	0.05
らっかせい	0.05
その他の豆類 ^(注3)	0.1
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつかしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
やまいも(長いもをいう。)	0.05
こんにやくいも	0.05
その他のいも類 ^(注4)	0.05
てんさい	0.05
さとうきび	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.05
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	0.05
西洋わさび	0.05
クレソン	0.05
はくさい	0.05
キャベツ	0.1
芽キャベツ	0.1
ケール	0.05
こまつな	0.05
きょうな	0.05
チンゲンサイ	0.05
カリフラワー	0.1
ブロッコリー	0.1
その他のあぶらな科野菜 ^(注5)	0.05
ごぼう	0.05
サルシフィー	0.05
アーティチョーク	0.05
チコリ	0.05
エンダイブ	0.05
しゅんぎく	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1
その他のきく科野菜 ^(注6)	0.05
たまねぎ	0.5
ねぎ(リーキを含む。)	0.5
にんにく	0.05
にら	0.05
アスパラガス	0.05
わけぎ	0.05
その他のゆり科野菜 ^(注7)	0.05
にんじん	0.05
パースニップ	0.05
パセリ	0.05
セロリ	0.05

※今回残留基準を設定するメチオカルブとは、メチオカルブ、代謝物D【メチルスルフィニル】をメチオカルブに換算したものと及び代謝物H【メチルスルホニル】をメチオカルブに換算したものの和をいうこと。

(注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

(注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

(注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

(注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

(注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

メチオカルブ(つづき)

食品名	基準値 案 ppm
みつば	0.05
その他のせり科野菜 ^(注8)	0.05
トマト	0.05
ピーマン	2
なす	0.05
その他のなす科野菜 ^(注9)	0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.05
しろうり	0.05
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
まくわり	0.05
その他のうり科野菜 ^(注10)	0.05
ほうれんそう	0.05
たけのこ	0.05
オクラ	0.05
しょうが	0.05
未成熟えんどう	0.1
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.05
マッシュルーム	0.05
しいたけ	0.05
その他のきのこ類 ^(注11)	0.05
その他の野菜 ^(注12)	0.1
なつみかんの果実全体	0.05
レモン	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	0.05
グレープフルーツ	0.05
ライム	0.05
その他のかんきつ類果実 ^(注13)	0.05
りんご	0.05
日本なし	0.05
西洋なし	0.05
マルメロ	0.05
びわ	0.05
もも	3
ネクタリン	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	0.05
すもも(プルーンを含む。)	0.05
うめ	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	0.05
いちご	1
ラズベリー	0.05
ブラックベリー	0.05
ブルーベリー	0.05
クランベリー	0.05
ハックルベリー	0.05
その他のベリー類果実 ^(注14)	0.05
ぶどう	0.1
かき	0.05
バナナ	0.05
キウイ	0.05
パイナップル	0.05
パイナップル	0.05

(注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわり以外のものをいう。

(注11)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

(注12)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注13)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注14)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

メチオカルブ(つづき)

食品名	基準値 案 ppm
グアバ	0.05
マンゴー	0.05
パッションフルーツ	0.05
なつめやし	0.05
その他の果実 ^(注15)	0.05
ひまわりの種子	0.05
なたね	0.05
その他のナッツ類 ^(注16)	0.05

(注15)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

トリフルスルフロンメチル(Triflusulfuron-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	スルホニルウレア系除草剤である。分岐鎖アミノ酸の生合成に關与する植物に特有のアセトラクテート合成酵素（ALS）の働きを阻害することにより、植物の生育を阻止すると考えられている。										
適用作物／適用雑草	てんさい、チコリ／多年生広葉雑草										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においててんさい（根及び葉）及びチコリに、カナダにおいててんさいに基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI） 0.024 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 2.44 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：トリフルスルフロンメチルとする。										
暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p>		TMDI／ADI 比 (%)	国民平均	0.1	幼小児（1～6歳）	0.2	妊婦	0.1	高齢者（65歳以上）	0.1
	TMDI／ADI 比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児（1～6歳）	0.2										
妊婦	0.1										
高齢者（65歳以上）	0.1										
意見聴取の状況	平成23年1月14日に在京大使館への説明を実施 平成23年1月27日～2月25日パブリックコメントを実施 平成23年1月31日～平成23年4月1日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
てんさい	0.05	0.05			0.05	アメリカ 【<0.02-<0.05(n=14)(米国)】
その他のきく科野菜	0.05	0.05			0.05	アメリカ 【<0.02(n=4)(米国チコリ(根))】
その他の野菜	0.05	0.05			0.05	アメリカ 【<0.02-0.033(n=14) (米国てんさい(葉))】
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

トリフルスルフロメチル

食品名	残留基準値
	ppm
てんさい	0.05
その他のきく科野菜 ^(注1)	0.05
その他の野菜 ^(注2)	0.05

(注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、じゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

ミクロブタニル (Myclobutani I)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。菌類の細胞膜を構成する主要成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより菌類の生育を阻害すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	いちじく/さび病、おうとう/灰星病等										
我が国の登録状況	いちじく、おうとう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	ぶどう、仁果類等に国際基準が設定されている。米国においてりんご、ぶどう等に、カナダにおいてりんご、ぶどう等に、EUにおいてぶどう、うり類等に、オーストラリア及びニュージーランドにおいてぶどう、仁果類に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.024 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.49 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ミクロブタニルとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>38.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>75.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>34.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>39.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	38.6	幼小児 (1~6歳)	75.9	妊婦	34.3	高齢者 (65歳以上)	39.7
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	38.6										
幼小児 (1~6歳)	75.9										
妊婦	34.3										
高齢者 (65歳以上)	39.7										
意見聴取の状況	平成23年1月14日に在京大使館への説明を実施 平成23年1月27日~2月25日パブリックコメントを実施 今後WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.03				
小麦	0.3	0.3				
大麦	0.5	0.5				
ライ麦		0.03				
とうもろこし		0.03				
そば		0.03				
その他の穀類		0.03				
大豆		0.05				
小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)		0.03				
えんどう		0.03				
そら豆		0.03				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.03				
ばれいしよ		0.03				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.03				
かんしよ		0.03				
やまいも(長いもをいう。)		0.03				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.03				
てんさい		0.04				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.03				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.03				
かぶ類の根		0.03				
かぶ類の葉		0.03				
西洋わさび		0.03				
クレソン		0.03				
はくさい	1	1.0				
キャベツ		0.03				
芽キャベツ		0.03				
ケール		0.03				
こまつな		0.03				
きょうな		0.03				
チンゲンサイ	1	1.0				
カリフラワー		0.03				
ブロッコリー		0.03				
その他のあぶらな科野菜	1	1.0				
ごぼう	1	1.0				
サルシフィー	1	1.0				
アーティチョーク	1	1.0				
チコリ	1	1.0				
エンダイブ	1	1.0				
しゅんぎく	1	1.0				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	9	0.03			9.0 アメリカ	【0.20~3.95(♯)(n=7)(米 国)】
その他のきく科野菜	1	1.0	○			0.48/0.46(♯)(食用菊) 0.35, 0.375(ふぎ)
たまねぎ	1	1.0				
ねぎ(リーキを含む。)	1	1.0	○			
にんにく	1	1.0	○			
にら	1	1.0				
アスパラガス	1	1.0				
わけぎ	1	1.0	○			
その他のゆり科野菜	1	1.0	○			
にんじん	1	1.0				
パースニップ	1	1.0				
パセリ	9	0.03			9.0 アメリカ	【米国レタス参照】
セロリ		0.03				
みつば	1	1.0				
その他のせり科野菜	1	1.0				
トマト	1	1.0	○	0.3		
ピーマン	1	1.0	○			
なす	1	1.0	○			
その他のなす科野菜	1	1.0	○			0.22, 0.25(ししとう) 0.35, 0.40(とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1.0	○			

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちや(スカッシュを含む。)	1	1.0	○			
しろうり	1	1.0				
すいか	1	1.0	○			
メロン類果実	1	1.0	○			
まくわうり	1	1.0				
その他のうり科野菜	1	1.0				
ほうれんそう	1	1.0				
たけのこ	1	1.0				
オクラ	1	1.0				
しょうが		0.03				
未成熟えんどう	1	1.0	○			
未成熟いんげん	1	1.0				
えだまめ	1	1.0				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜	1	1.0	○			0.32, <0.08 (未成熟ささげ) 0.16, 0.50 (食用金魚草)
みかん		3				
なつみかんの果実全体		3				
レモン		3				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		3				
グレープフルーツ		3				
ライム		3				
その他のかんきつ類果実		3				
りんご	0.5	5.0	○	0.5		
日本なし	0.7	1.0	○	0.5		0.03(#), 0.14(#)/0.08(#), 0.34(#)(\$)
西洋なし	0.7	1.0	○	0.5		【日本なし参照】
マルメロ	0.5	1.0		0.5		
びわ	1	1.0		0.5		
もも	1	1.0	○	2		
ネクタリン	2	1.0		2		
あんず(アブリコットを含む。)	2	1.0		2		
すもも(ブルーンを含む。)	0.2	1.0		0.2		
うめ	2	1.0		2		
おうとう(チェリーを含む。)	2	4.0	○	2		
いちご	1	1.0	○	1		
ラズベリー	1	1.0				
ブラックベリー	1	1.0				
ブルーベリー	1	1.0				
クランベリー	1	1.0				
ハックルベリー	1	1.0				
その他のベリー類果実	0.5	1.0		0.5		
ぶどう	1	1.0		1		
かき	1	1.0	○			
バナナ	2	2.0		2		
キウイ	1	1.0				
パパイヤ	1	1.0				
アボカド	1	1.0				
パイナップル	1	1.0				
グアバ	1	1.0				
マンゴー	1	1.0				
パッションフルーツ	1	1.0				
なつめやし	1	1.0				
その他の果実	1	1.0	○			
ひまわりの種子		0.05				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実	0.02	0.04		0.02	アメリカ	【<0.01(#)(n=1)(米国)】
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				

ミクロブタニル

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.3
大麦	0.5
はくさい	1
チンゲンサイ	1
その他のあぶらな科野菜(注1)	1
ごぼう	1
サルシフィー	1
アーティチョーク	1
チコリ	1
エンダイブ	1
しゆんぎく	1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	9
その他のきく科野菜(注2)	1
たまねぎ	1
ねぎ(リーキを含む。)	1
にんにく	1
にら	1
アスパラガス	1
わけぎ	1
その他のゆり科野菜(注3)	1
にんじん	1
パースニップ	1
パセリ	9
みつば	1
その他のせり科野菜(注4)	1
トマト	1
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜(注5)	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	1
しろりり	1
すいか	1
メロン類果実	1
まくわうり	1
その他のうり科野菜(注6)	1
ほうれんそう	1
たけのこ	1
オクラ	1
未成熟えんどう	1
未成熟いんげん	1
えだまめ	1
その他の野菜(注7)	1
りんご	0.5
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	0.5
びわ	1
もも	1
ネクタリン	2
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(ブルーンを含む。)	0.2
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	1
ラズベリー	1

(注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

(注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

(注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

マイクロブタニル (つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
ブラックベリー	1
ブルーベリー	1
クランベリー	1
ハックルベリー	1
その他のベリー類果実 (注8)	0.5
ぶどう	1
かき	1
バナナ	2
キウイ	1
パパイヤ	1
アボカド	1
パイナップル	1
グアバ	1
マンゴー	1
パッションフルーツ	1
なつめやし	1
その他の果実 (注9)	1
綿実	0.02
アーモンド	0.02
茶	20
ポップ	10
その他のハーブ (注10)	1
牛の筋肉	0.03
豚の筋肉	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 (注11) の筋肉	0.03
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.4
豚の肝臓	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4
牛の腎臓	0.07
豚の腎臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07
牛の食用部分 (注12)	0.4
豚の食用部分	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4
乳	0.09
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん (注13) の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

(注8) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスライス以外のものをいう。

(注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

(注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

(注12) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

(注13) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

クロルスロン(Clorsulon)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの
構造式	
適用動物/用途	牛/寄生虫駆除剤
作用機構	ベンゼンスルホンアミド系に属する寄生虫駆除剤である。寄生虫の主要なエネルギー源である解糖系に関わる酵素を阻害することによりその作用を示す。
我が国の承認状況	承認されていない。
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国、EU 及び豪州において基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>クロルスロンは、Ames 試験において、陰性の結果を与えることから、DNA との反応性は乏しいと考えられる。しかし、<i>in vivo</i> のマウスの小核試験及び染色体異常試験の一部に陽性の結果が得られており、高用量では小核及び染色体異常を誘発する可能性もあると考えられる。一方、<i>in vitro</i> での染色体異常試験が実施されていないため、クロルスロンが <i>in vivo</i> での小核及び染色体異常を誘発するとしても、それがどのような機構によるものかは明確ではなく、小核及び染色体異常の誘発に閾値が存在するかどうか不明である。したがって、クロルスロンは、生体にとって問題となる遺伝毒性を示さないと判断することはできないと考えられる。</p> <p>また、ラットの発がん性試験は、亜急性毒性試験で膀胱の過形成がみられた用量及び遺伝毒性試験で陽性の結果が得られた用量に比較して低い用量で実施されているため、発がん性を明確に否定することはできないと考えられる。</p> <p>以上のことから、現時点で得られている知見からは、クロルスロンの遺伝毒性及び発がん性について結論を導くことは困難であるため、クロルスロンにADIを設定することは適当ではない。</p>
基準値案	別紙のとおり、食品安全委員会における評価結果を踏まえ、クロルスロンは食品に含有されるものであってはならないものとする。 残留の規制対象物質:クロルスロン
意見聴取の状況	平成 22 年 9 月 28 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 11 月 1 日～12 月 31 日 WTO 通報を実施 今後、パブリックコメントを実施予定
答申案	食品に含有されるものであってはならないとする食品規格を設定することが適当である。

クロルスロン

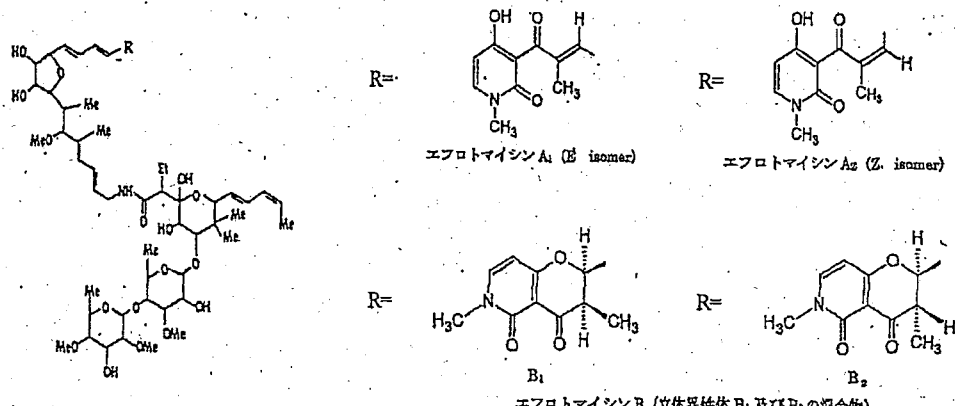
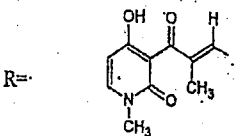
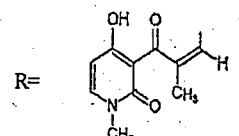
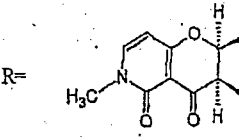
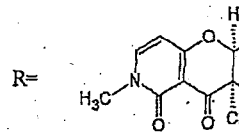
食品名	基準値(案) ppm	基準値現行 ppm	米国 ppm	豪州 ppm	EU ppm
牛の筋肉		0.08	0.1	0.1	0.035
豚の筋肉		0.02			
その他の陸棲哺乳類*1に属する動物の筋肉		0.02			
牛の脂肪		0.08			
豚の脂肪		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.02			
牛の肝臓		0.1		0.1	0.1
豚の肝臓		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.02			
牛の腎臓		0.4	1	0.1	0.2
豚の腎臓		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.02			
牛の食用部分*2		0.1		0.1	
豚の食用部分		0.02			
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.02			
乳		2		1.5	
鶏の筋肉		0.02			
その他の家きん*3の筋肉		0.02			
鶏の脂肪		0.02			
その他の家きんの脂肪		0.02			
鶏の肝臓		0.02			
その他の家きんの肝臓		0.02			
鶏の腎臓		0.02			
その他の家きんの腎臓		0.02			
鶏の食用部分		0.02			
その他の家きんの食用部分		0.02			
鶏の卵		0.02			
その他の家きんの卵		0.02			
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.02			

魚介類（うなぎ目魚類に限る。）		0.02			
魚介類（すずき目魚類に限る。）		0.02			
魚介類（その他の魚類*4に限る。）		0.02			
魚介類（貝類に限る。）		0.02			
魚介類（甲殻類に限る。）		0.02			
その他の魚介類*5		0.02			
はちみつ		0.02			

平成17年11月29日厚生労働省告示499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

- *1：その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- *2：食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- *3：その他の家きんとは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- *4：その他の魚類とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- *5：その他の魚介類とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

エフロトマイシン(Efrotomycin)

審議の対象	飼料添加物の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの										
構造式	 <p style="text-align: center;"> R=  エフロトマイシン A₁ (E isomer) R=  エフロトマイシン A₂ (Z isomer) </p> <p style="text-align: center;"> R=  B₁ R=  B₂ </p> <p style="text-align: center;">エフロトマイシン B (立体異性体 B₁ 及び B₂ の混合物)</p>										
適用動物/用途	豚/飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進										
作用機構	<i>Nocardia lactamdurans</i> の培養液から発見された N-メチルヒドロキシピリドングリコシド系抗生物質である。細菌のリボソームにおけるタンパク質合成時において、伸張因子 (EF-Tu) に結合することによりタンパク質合成を阻害し、抗菌作用を示す。										
我が国の承認状況	飼料添加物として指定されている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 諸外国においても基準値は設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.0018mg/kg 体重/日 (微生物学的 ADI として)										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質: エフロトマイシン A ₁										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>、 高齢者 (65 歳以上)</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI (%)	国民平均	1.1	幼小児 (1~6 歳)	2.5	妊婦	1.2	、 高齢者 (65 歳以上)	1.1
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	1.1										
幼小児 (1~6 歳)	2.5										
妊婦	1.2										
、 高齢者 (65 歳以上)	1.1										
答申案	別紙 2 のとおり。										

エフロトマイシン

食品名	基準値(案)	基準値現行	飼安法
	ppm	ppm	ppm
豚の筋肉	0.03	0.03	0.03
豚の脂肪	0.03	0.03	0.03
豚の肝臓	0.03	0.03	0.03
豚の腎臓	0.03	0.03	0.03
豚の食用部分*	0.03	0.03	0.03

平成17年11月29日厚生労働省告示499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

*: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

答申(案)

エフロトマイシン

食品名	残留基準値 ppm
豚の筋肉	0.03
豚の脂肪	0.03
豚の肝臓	0.03
豚の腎臓	0.03
豚の食用部分*	0.03

* : 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

セファレキシン(Cefalexin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの										
構造式											
適用動物/用途	牛、豚、羊/セファレキシン感受性菌感染症及び乳房炎の治療										
作用機構	グラム陽性菌及びグラム陰性菌の両方に活性のある広域抗菌スペクトルを持つ第一世代セファロスポリン系抗生物質である。感受性菌の細胞壁にある一つ又は複数のペニシリン結合タンパク質と結合することによって細胞壁の合成を阻害する。										
我が国の承認状況	イヌ用の動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 EUにおいて残留基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.06mg/kg 体重/日(微生物学的ADIとして)										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:セファレキシン										
暴露評価	<p>TMDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI(%)	国民平均	0.1	幼小児(1~6歳)	0.3	妊婦	0.1	高齢者(65歳以上)	0.1
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	0.1										
幼小児(1~6歳)	0.3										
妊婦	0.1										
高齢者(65歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成23年1月14日に在京大使館への説明を実施 平成23年1月27日~2月25日パブリックコメントを実施 平成23年1月31日~4月1日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

セファレキシン

食品名	基準値(案) ppm	基準値現行 ppm	EU ppm
牛の筋肉	0.06	0.2	0.2
牛の脂肪	0.06	0.2	0.2
牛の肝臓	0.06	0.2	0.2
牛の腎臓	0.06	1	1
牛の食用部分 ^{*1、*2}	0.06	0.2	
乳	0.01	0.1	0.1

平成 17 年 11 月 29 日厚生労働省告示 499 号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

* 1: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

* 2: 食用部分については、腎臓の値を参照した。

答申(案)

セファレキシン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.06
牛の脂肪	0.06
牛の肝臓	0.06
牛の腎臓	0.06
牛の食用部分*	0.06
乳	0.01

* : 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 岸 玲 子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

食品規格部会長 大 前 和 幸

食品衛生分科会規定第 8 条第 3 項に規定する食品規格部会
における決定事項の報告について

平成 2 2 年 7 月 2 3 日付け厚生労働省発食安第 0 7 2 3 第 8 号をもって
諮問された食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定
に基づく即席めん類の規格基準の改正について、当部会で審議を行った結果
を別添のとおり取りまとめるとともに、下記のとおり議決し、食品衛生分会
規定第 8 条第 1 項の規定により当部会の議決をもって食品衛生分科会の議
決としたので、同条第 3 項の規定に基づき報告する。

記

即席めん類の成分規格に規定する酸価及び過酸化物価の測定法について
は、削除することが適当である。

即席めん類の規格基準の一部改正について

1. 経 緯

酸価及び過酸化物価は、食品に含まれる油脂の変敗による衛生上の危害発生の防止の観点から、油脂の劣化の指標として用いられている。酸価は、油脂の古さ、使用歴等を示す指標であり、「油脂 1 g 中に含まれる遊離脂肪酸を中和するのに必要な水酸化カリウム量の mg 数」で表され、また、過酸化物価は、油脂の酸化変質の過程で生成する過酸化物の量を示す指標であり、「油脂 1 kg 中の過酸化物によりヨウ化カリウムから遊離されるヨウ素量の mg 数」で表される。

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）において、即席めん類（めんを油脂で処理したものに限る。）の成分規格として「めんに含まれる油脂の酸価が 3 を超え、又は過酸化物価が 30 を超えるものであってはならない」と規定されているとともに、酸価及び過酸化物価の測定法がそれぞれ定められている。また、「菓子の製造・取扱いに関する衛生上の指導について」（昭和 52 年 11 月 16 日環食第 248 号）等においても、酸価及び過酸化物価の基準が示されており、告示に定められた測定法（以下「現行法」という。）が準用されている。

現行法は、有害試薬である精製エーテル及びクロロホルムを使用するものであることから、平成 22 年 7 月、これら試薬の使用を低減し、又は他の試薬で代替した測定法（以下「改良法」という。別紙）に変更することについて、厚生労働省から薬事・食品衛生審議会に対して諮問がなされた。

2. 主な審議内容

- ・ 試料の調製において使用する精製エーテル（ジエチルエーテル）は、引火性が高いことから、これを石油エーテルに代替することは差し支えない。ただし、石油エーテル中には *n*-ヘキサンが含まれているため、作業者の健康保護の観点から、関係法令に基づく適切な管理下での取扱いが必要である。
- ・ 過酸化物価測定法において使用するクロロホルムは、環境及び人体への有害性が高いことから、これをイソオクタンに代替することは差し支えない。
- ・ 即席めん類、菓子等から抽出した油脂試料の酸価及び過酸化物価測定の結果より、改良法は、現行法と同等の測定精度を有するものと認められる。
- ・ 分析技術の進歩に迅速に対応し、適宜測定法の修正を行うことを可能とするため、現行法を告示から削除し、改良法を通知により示すことは差し支えない。

3. 食品健康影響評価

即席めん類の酸価・過酸化価測定法を告示から削除することについては、平成22年11月15日付け厚生労働省発食安1115第1号により食品安全委員会あてに、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか照会したところ、同年11月18日付けで、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる旨回答されている。

4. 審議結果

以上より、即席めん類の酸価・過酸化価測定法については、現行法を改良法に改めるとともに、告示から削除し通知により示すことが適当である。

<参考> 即席めん類（めんを油脂で処理したものに限る。）の成分規格

改正案	現行
即席めん類は、めんに含まれる油脂の酸価が3を超え、又は過酸化価が30を超えるものであってはならない。	即席めん類は、めんに含まれる油脂の酸価が3を超え、又は過酸化価が30を超えるものであってはならない。 <u>この場合の酸価及び過酸化価の測定法は、次のとおりとする。</u> <u>1. 試薬・試液（略）</u> <u>2. 試料の調製（略）</u> <u>3. 酸価の測定法（略）</u> <u>4. 過酸化価の測定法（略）</u>

(参 考)

○ 審議経過等

- 平成 22 年 7 月 23 日 厚生労働大臣より薬事・食品衛生審議会に対し即席めん類の規格基準の改正について諮問
- 平成 22 年 7 月 29 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議
- 平成 22 年 11 月 15 日 厚生労働大臣より食品安全委員会委員長に対し食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するか照会
- 平成 22 年 11 月 18 日 食品安全委員会委員長より厚生労働大臣に対し食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当する旨回答

○ 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会委員（◎は部会長）

- 明石 真言 独立行政法人放射線医療総合研究所緊急被ばく医療研究センター長
- 浅見 真理 国立保健医療科学院水道工学部水質管理室長
- 五十君静信 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第一室長
- 石田 裕美 女子栄養大学栄養学部実践栄養学科教授
- 井上 達 独立行政法人医薬品医療機器総合機構新薬審査第一部テクニカルエキスパート
- ◎ 大前 和幸 慶應義塾大学医学部教授
- 香山不二雄 自治医科大学医学部薬理学講座環境毒性学部門教授
- 小西 良子 国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長
- 小沼 博隆 東海大学海洋学部水産学科教授
- 阪口 雅弘 麻布大学獣医学部獣医学科教授
- 寺嶋 淳 国立感染症研究所細菌第一部第一室長
- 長野 哲雄 東京大学大学院薬学系研究科長・薬学部長
- 松田りえ子 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
- 山内 明子 日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長

(別 紙)

即席めん類の酸価及び過酸化物価測定法

1. 試薬・試液

次に示すもの以外は、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 2 添加物の部 C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。

(1) 酸価の測定

エタノール・エーテル混液¹⁾ 99.5 vol%エタノールとジエチルエーテルを 1:2 の割合で混合する。

0.1 mol/L エタノール製水酸化カリウム溶液²⁾ 水酸化カリウム 7.0 g を水 5 mL に溶解し、95 vol%エタノールを加えて 1,000 mL とする。

(2) 過酸化物価の測定

イソオクタン・酢酸混液 イソオクタン (2, 2, 4-トリメチルペンタン) と氷酢酸を 2:3 の割合で混合する。

飽和ヨウ化カリウム溶液 新しく煮沸し室温まで放冷した水に、過飽和となる量のヨウ化カリウムを溶解させる。用時調製の上、遮光容器に保存する。

デンプン溶液 デンプン³⁾ 1 g に少量の水を加え、均一なペースト状になるようかき混ぜる。かき混ぜながら熱水 100 mL を加え、沸騰させないように注意しながら透明になるまでかき混ぜつつ加温する。冷却後、ろ紙でろ過した後に冷暗所に保存する。

0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液⁴⁾ 市販の 0.1 mol/L チオ硫酸ナトリウム標準液を水で正確に 10 倍希釈する。用時調製する。

2. 試料の調製

めんを粉碎し、8 メッシュのふるいを通し 10 メッシュのふるいを通さない大きさのものを選別し、これを分取後、十分に混合し試料とする。

試料の必要量⁵⁾ を量り採り、共栓フラスコに移し、石油エーテルを 160 mL 加える。十分に振り混ぜた後、室温・暗所の条件下で穏やかに 2 時間振とうする。その後、固形物を除くためろ紙を用いてろ過する。石油エーテル 80 mL を加え残渣を洗い、先のろ液にあわせる。ろ液全量を分液ロートに移し、その約 2 分の 1 容量の水を加えてよく振り混ぜ、水層を分離後捨てる。この操作を 2 回繰り返した後、石油エーテル層を分取する。分取した石油エーテル層を適量の無水硫酸ナトリウムを用いて脱水する。その後、40°C 以下の条件下で加温しながら減圧濃縮する。窒素を通じながら石油エーテルを十分に除去し、得られた残留物を油脂試料とする。

3. 酸価の測定法

油脂試料 10 g を共栓フラスコに精密に量り採り、エタノール・エーテル混液 100 mL を加えて溶解する。これに、数滴のフェノールフタレイン試液を指示薬として加え、30 秒間持続する淡紅色を呈するまで 0.1 mol/L エタノール製水酸化カリウム溶液で滴定する。

酸価は、滴定に要した 0.1 mol/L エタノール製水酸化カリウム溶液の液量から、下式により算出する。

$$\text{酸価} = a \times F \times 5.611 / \text{油脂試料量 (g)}$$

a : 0.1 mol/L エタノール製水酸化カリウム溶液の量 (mL)

F : 0.1 mol/L エタノール製水酸化カリウム溶液の力価⁶⁾

4. 過酸化物価の測定法

油脂試料 5 g を共栓フラスコに精密に量り採り、イソオクタン・酢酸混液 35 mL を加えて溶解する。溶解液が均一にならない場合には、イソオクタン・酢酸混液を適宜加える。次いでフラスコ内の空気を窒素で置換した上で、窒素を通じながら飽和ヨウ化カリウム溶液 1 mL を加え、直ちに共栓をして 1 分間振り混ぜた後、室温・暗所の条件下で 5 分間静置する。これに水 75 mL を加え、激しく振り混ぜた後、デンプン溶液 1 mL を加え、これを指示薬として 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液により滴定する。滴定は十分に攪拌しながら行い⁷⁾、デンプンによる青色の消失時を終点とする。試験溶液とは別にブランク試験（油脂試料を用いない空試験）を実施し、測定値の補正を行う。

過酸化物価は、滴定に要した 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液の液量から、下式により算出する。

$$\text{過酸化物価} = (a-b) \times F \times 10 / \text{油脂試料量 (g)}$$

a : 検体試験区の滴定に要した 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液の量 (mL)

b : ブランク試験区の滴定に要した 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウム溶液の量 (mL)

F : 0.01 mol/L チオ硫酸ナトリウムの力価⁶⁾

<注解>

- 1) フェノールフタレイン試液を指示薬として、中性であることを確認した上で用いる。
- 2) 滴定の精度に影響を与えない濃度とする。また、市販品を用いることも可能である。
- 3) 重合度が適切で安定しており、鋭敏に終点を視認可能な分析用試薬を用いる。
- 4) 滴定の精度に影響を与えない濃度とする。
- 5) 酸価及び過酸化物価の測定に供する油脂試料の必要量を抽出可能な試料量とする。ここでは 100 g のめん試料からの抽出を一例として示しているが、試料の増減に合わせ、十分浸潤することを目安に、加える石油エーテル量を適宜調整する。
- 6) 溶液濃度に応じた力価。
- 7) 遊離ヨウ素とチオ硫酸ナトリウムとの反応が十分に進むよう留意する。

消除予定添加物名簿に関する部会報告書

1. 概要

平成 22 年 5 月 18 日に公示した「消除予定添加物名簿」(80 品目) に対して提出された訂正申出書を精査したところ、25 品目(別添 1) について、その申出に理由が認められたことから、当該 25 品目を「消除予定添加物名簿」から消除し、残りの 55 品目(別添 2) を「既存添加物名簿」から消除することとした。

なお、この消除予定添加物名簿の作成に伴い、消除対象となった添加物のうち、「食品、添加物等の規格基準」において成分規格が定められている添加物及び製造基準が定められている添加物について、当該規格又は基準を削除する必要が生じたことから、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号) 第 11 条第 1 項に基づき、薬事・食品衛生審議会に諮問を行った。

2. 規格基準の削除を伴う消除予定既存添加物

○成分規格の削除

N-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂

○製造基準の削除

ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物

3. 審議結果

消除予定添加物名簿に残った 55 品目の既存添加物については、使用実態がないと考えられることから、既存添加物名簿から消除して差し支えない。なお、消除に伴い、成分規格が定められている 2 品目及び製造基準が定められている 3 品目について、「食品、添加物等の規格基準」から削除することが適当である。

(別添1) 消除予定添加物名簿からの削除の申出があった品目のうち、添加物としての使用が確認された品目 (25 品目)

	既存添加物番号	名 称	詳 細
1	021	アラビノガラクトン	
2	070	カテキン	
3	100	キハダ抽出物	
4	113	グッタハンカン	
5	136	ゲンチアナ抽出物	
6	160	ゴム分解樹脂	
7	162	コメヌカ酵素分解物	
8	166	サトウキビロウ	
9	185	ジャマイカカシミア抽出物	
10	187	焼成カルシウム	消除予定添加物はうに 殻由来のみ
11	212	ソルバ	
12	213	ソルビンハ	
13	233	チルテ	
14	235	ツヌー	
15	238	低分子ゴム	
16	248	動物性ステロール	
17	269	ニガーグッタ	
18	270	ニガヨモギ抽出物	
19	338	ベネズエラチクル	
20	359	マッサランドバチョコレート	
21	360	マッサランドババラタ	
22	405	リンターセルロース	
23	410	レッチュデバカ	
24	411	レバン	
25	416	ロシディンハ	

(別添2) 既存添加物名簿から削除する品目 (55 品目)

	既存添加物番号	名 称	詳 細
1	011	N-アセチルグルコサミン	
2	023	アルカネット色素	
3	028	アロエベラ抽出物	
4	037	イモカロテン	
5	044	エゴノキ抽出物	
6	046	エラグ酸	
7	049	オキアミ色素	
8	052	オリゴ-N-アセチルグルコサミン	
9	054	オリゴグルコサミン	
10	061	カカオ炭末色素	
11	065	ガストリックムチン	
12	072	カニ色素	
13	094	キダチアロエ抽出物	
14	116	グリーンタフ	
15	133	クワ抽出物	
16	140	酵素処理カンゾウ	
17	141	酵素処理チャ抽出物	
18	147	酵素分解ハトムギ抽出物	
19	155	コーパル樹脂	
20	156	コバルト	
21	165	ササ色素	
22	171	サンダラック樹脂	
23	180	シコン色素	
24	193	スクレロガム	
25	197	スフィンゴ脂質	削除予定添加物はウシの脳由来のみ
26	203	セサモリン	
27	205	セスバニアガム	
28	214	L-ソルボース	
29	226	タンニン (抽出物)	削除予定添加物はクリの渋皮及びタマリンドの種皮由来のみ
30	227	ダンマル樹脂	
31	231	チャ種子サポニン	
32	244	電気石	

33	249	ドクダミ抽出物	
34	258	トリアシルグリセロールリパーゼ	
35	268	ニガキ抽出物	
36	271	ニストース	
37	273	ニューコウ	
38	275	ニンニク抽出物	
39	281	パフィア抽出物	
40	288	ヒキオコシ抽出物	
41	295	ヒメマツタケ抽出物	
42	296	ピメンタ抽出物	
43	331	ヘスペレチン	
44	335	ベニノキ末色素	
45	339	ペパー抽出物	
46	348	ハウセンカ抽出物	
47	349	ホコッシ抽出物	
48	372	メチルチオアデノシン	
49	377	モウソウチク炭抽出物	
50	385	モリン	
51	386	モンタンロウ	
52	388	油煙色素	
53	389	ユーカリ葉抽出物	
54	412	レモン果皮抽出物	
55	419	ワサビ抽出物	

シアゾファミド (Gyazofamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があり、併せてインポートトレランス制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	シアノイミダゾール系化合物の殺菌剤である。ミトコンドリアにおける電子伝達系を阻害することにより作用を示すと考えられる。										
適用作物／適用病害虫等	適用拡大申請：キャベツ、はくさい等／べと病、根こぶ病等 インポートトレランス申請：にんじん、パパイア等／疫病等										
我が国の登録状況	そば、ごぼう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においてばれいしょ、なす科野菜、うり科野菜等、カナダにおいてばれいしょ、トマト、うり科野菜等、EUにおいてトマト、うり科野菜等について基準が設定値されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.17 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 17.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シアゾファミドとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>22.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>13.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	12.2	幼小児 (1~6 歳)	22.6	妊婦	9.4	高齢者 (65 歳以上)	13.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	12.2										
幼小児 (1~6 歳)	22.6										
妊婦	9.4										
高齢者 (65 歳以上)	13.0										
意見聴取の状況	平成 22 年 9 月 28 日に在京大使館への説明を実施 平成 22 年 10 月 19 日～11 月 17 日パブリックコメントを実施 平成 22 年 11 月 1 日～12 月 31 日 WTO 通報を実施										
答申案	別紙 2 のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01 / <0.01, <0.01
大豆	0.3	0.3	○			0.06(\$), 0.04 / <0.01, <0.01
小豆類	0.1	0.1	○			0.02, 0.02
ばれいしよ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01 / <0.01(#), <0.01(#) / <0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(だいこん) / <0.005, <0.005(はつかだいこん)
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	10	10	○			5.07, 3.54(だいこん) / 1.5, 2.1(はつかだいこん)
かぶ類の根	0.3	0.3	○			0.08, 0.06
かぶ類の葉	20	20	○			14.6, 9.72
はくさい	2	1	○・申			0.02, 0.24 / 0.08, 0.32 / 0.10, 0.72
キャベツ	0.7	0.05	○・申			<0.01, <0.01 / 0.28(#), 0.16(#)
ケール	15	15	○			(こまつな参照)
こまつな	15	15	○			9.10(\$), 3.76
きょうな	10	10	○			1.85, 4.94
チンゲンサイ	3	3	○			1.02(\$), 0.76
ブロッコリー	1	1	○			0.24, 0.40
その他のあぶらな科野菜	15	15	○			0.70, 0.49(畑わさびの根)、0.02(#), 1.16(#)(なばな)、2.3, 8.5(はたけな)、1.3, 1.5(はたけな(なばな栽培))
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	10	○			2.76, 0.10(レタス) / 5.17, 2.44(サラダ菜) / 1.26, 2.18(リーフレタス)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.36, 0.88
わけぎ	5	5	○			0.75, 1.64(\$)
その他のゆり科野菜	3	3	○			1.26, 0.88(葉たまねぎ)
にんじん	0.09		IT	0.09	アメリカ	【<0.01-0.045(n=18)(米国)】
みつば	10	10	○			2.04, 3.46(\$)
トマト	2	2	○			0.18, 0.52(トマト) / 1.00, 0.72(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.33(\$), 0.22
なす	0.5	0.5	○			0.11, 0.10
その他のなす科野菜	2	2	○			0.30, 0.46(ししとう) 0.37 / 0.80 / 0.68, 0.24(とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○			0.08, 0.23(\$)
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【<0.01-0.05(n=4)(米国べぼかぼちや)】
しろり	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【米国べぼかぼちや参照】
すいか	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
まくわうり	0.1	0.1		0.10	アメリカ	【米国べぼかぼちや参照】
その他のうり科野菜	0.1	0.1	○			0.02, 0.02(とうがん)
ほうれんそう	25	25	○			16.2(\$), 7.17
しょうが	3	3	○			0.23, 0.04(しょうが) / 1.38, 0.99(葉しょうが)
えだまめ	5	5	○			2.34, 0.40, <0.01, <0.01
その他の野菜	10	10	○			4.4, 3.8(おかひじき)
みかん	0.7	0.7	○			0.25(\$), 0.05
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.54(#), 0.47
レモン	5	5	○			2.03(\$), 0.33
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	5	5	○			(レモン参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(レモン参照)
ライム	5	5	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			1.06(すだち)、0.35(かぼす)

農産物名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
いちご	0.7	0.7	○			0.29(\$), <0.01
ぶどう	10	10	○			6.36, 1.90(小粒) / 0.53, 1.26(大粒)
パパイヤ	0.5		IT		0.5 台湾	【0.10(#)(台湾)】
その他の果実	1	1	○			0.18, 0.40(\$)(いちじく)
その他のスパイス	10	10	○			3.38(\$), 1.51(みかん果皮) 0.89, 3.50(みょうが)
その他のハーブ	15	15	○			6.29(\$), 3.06, 3.58, 9.96(細わさびの茎葉、 花、花茎及び葉)

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

シアゾファミド

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.05
大豆	0.3
小豆類 ^(注1)	0.1
ぼれいしよ	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	10
かぶ類の根	0.3
かぶ類の葉	20
はくさい	2
キャベツ	0.7
ケール	15
こまつな	15
きょうな	10
チンゲンサイ	3
ブロッコリー	1
その他のあぶらな科野菜 ^(注2)	15
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10
たまねぎ	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	2
わけぎ	5
その他のゆり科野菜 ^(注3)	3
にんじん	0.09
みつば	10
トマト	2
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^(注4)	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.1
しろうり	0.1
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜 ^(注5)	0.1
ほうれんそう	25
しょうが	3
えだまめ	5
その他の野菜 ^(注6)	10
みかん	0.7
なつみかんの果実全体	2
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^(注7)	5
いちご	0.7
ぶどう	10
パパイヤ	0.5
その他の果実 ^(注8)	1
その他のスパイス ^(注9)	10
その他のハーブ ^(注10)	15

(注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ベギア豆、ホワイ豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

(注2) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

(注3) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

(注4) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

(注5) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

(注6) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

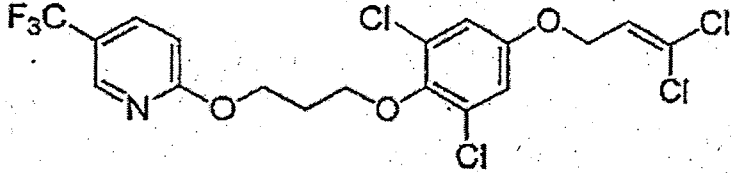
(注7) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

(注8) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

(注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

(注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

ピリダリル(Pyridalyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	フェノキシ-ピリジロキシ誘導体の構造を有する殺虫剤である。詳細な作用機構は明らかになっていないが、野菜類の鱗翅目害虫及び総翅目害虫に対して防除効果を示す。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請：豆類（未成熟）/ハスモンヨトウ										
我が国の登録状況	大豆、だいこん等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においてキャベツ、ブロッコリー等、EUにおいてトマト、メロン類果実等について基準が設定値されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.028 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 2.80 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピリダリルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="560 1317 1402 1570"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>33.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>59.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>28.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>30.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	33.3	幼小児 (1~6歳)	59.3	妊婦	28.2	高齢者 (65歳以上)	30.2
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	33.3										
幼小児 (1~6歳)	59.3										
妊婦	28.2										
高齢者 (65歳以上)	30.2										
意見聴取の状況	平成22年11月2日に在京大使館への説明を実施 平成22年11月11日~12月10日パブリックコメントを実施 平成22年11月23日~平成23年1月22日WTOT通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.2	0.2	○			0.01,0.04/<0.01,<0.01
ばれいしよ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
かんしよ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.1	0.1	○			<0.01,0.02
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	5	5	○			2.22(\$),0.76
はくさい	1	1	○			0.37,0.17
キャベツ	0.2	0.2	○			0.04,0.03
チンゲンサイ	15	15	○			2.83,8.02(\$)
ブロッコリー	2	2	○			0.60,0.50
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	20	○			1.92,1.71(レタス) 1.40,6.68/15.2,5.98(リーフレタス) 11.2(\$),1.12(立ちちしや)
その他のきく科野菜	5	5	○			1.96,2.36(食用ぎく) 0.98,2.72(きく(葉))
ねぎ(リーキを含む。)	5	5	○			1.76,1.60(葉ねぎ) 0.51,1.12(根深ねぎ)
アスパラガス	3	3	○			0.12,1.30(#)(%)
トマト	5	5	○			0.38,0.31(トマト) 1.12,1.76(\$)(ミニトマト)
ピーマン	2	2	○			0.62,0.74
なす	1	1	○			0.36,0.36
その他のなす科野菜	5	5	○			2.14,1.79(とうがらし) 1.22,1.61(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.20,0.16
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
未成熟えんどう	5	5	○			2.46,1.42
未成熟いんげん	3	5	申			1.16(\$),0.60
えだまめ	5	5	○			1.47,1.72
その他の野菜	5		申			(未成熟えんどう、未成熟いんげん、 えだまめ参照)
いちご	5	5	○			1.64(\$),1.23
その他のハーブ	30	30	○			21.0,16.4(しそ) 4.81,5.36(しその花穂) 12.2,3.82(バジル)

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

ピリダリル

食品名	残留基準値
	ppm
大豆	0.2
ばれいしょ	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05
かんしょ	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	5
はくさい	1
キャベツ	0.2
チンゲンサイ	15
ブロッコリー	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20
その他のきく科野菜 ^{注1)}	5
ねぎ(リーキを含む。)	5
アスパラガス	3
トマト	5
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注2)}	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
メロン類果実	0.05
未成熟えんどう	5
未成熟いんげん	3
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注3)}	5
いちご	5
その他のハーブ ^{注4)}	30

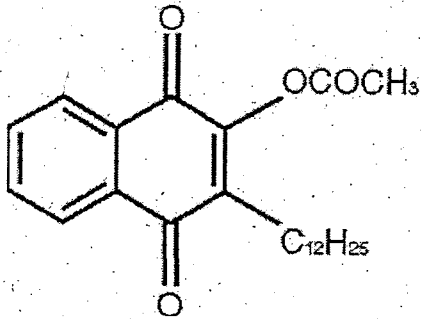
注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たげのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこと類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

アセキノシル (Acequinocyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺ダニ剤										
作用機構	ナフトキノン骨格を有する殺ダニ剤であり、ダニ類のミトコンドリアの電子伝達系における酵素複合体を阻害することにより効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	適用拡大申請：うめ、さといも等/ハダニ類等										
我が国の登録状況	かんきつ、なす等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においてりんご、かんきつ類等、カナダにおいてりんご、なし等、EUにおいてりんご、かんきつ類等について基準が設定値がされている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.022 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 2.25 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：アセキノシル及び代謝物 AKM-05 とする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="561 1444 1401 1706"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>39.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>22.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	18.9	幼小児 (1~6 歳)	39.3	妊婦	18.3	高齢者 (65 歳以上)	22.8
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	18.9										
幼小児 (1~6 歳)	39.3										
妊婦	18.3										
高齢者 (65 歳以上)	22.8										
意見聴取の状況	<p>平成 22 年 11 月 2 日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成 22 年 11 月 11 日~12 月 10 日パブリックコメントを実施</p> <p>平成 22 年 11 月 23 日~平成 23 年 1 月 22 日 WTO 通報を実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	0.5	0.5	○			<0.03,0.20
やまいも	0.2	0.2	○			<0.03,<0.03
その他のきく科野菜	5		申			2.0(\$),0.9(食用ぎく)
ピーマン	2		申			0.79,0.98
なす	1	1	○			0.49(#),0.35(#),0.23(#),0.32(#)
その他のなす科野菜	1	1.0		1.0	韓国	【0.58(韓国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.08(#),0.11(#)(\$)
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○			0.16,<0.10
しろうり	0.7	0.7	○			きゅうりの残留値の2倍にて緊急登録(農林水産省からの理由書による要請)
すいか	0.1	0.1	○			<0.03(#),<0.03(#)
メロン類果実	0.1	0.1	○			<0.03(#),<0.03(#)
まくわうり	0.1	0.1	○			(メロン参照)
その他のうり科野菜	0.7	0.7	○			しろうりの緊急登録と同期化した対応(農林水産省からの理由書による要請)
その他の野菜	1	0.7	○・申			0.11,0.27(\$)(食用バンジー) 0.2,0.4(\$)(さといも菜柄)
みかん	0.2	0.2	○	0.20	アメリカ	0.03(#),0.03(#)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.91(#),0.44(#),0.64(#),0.52(#)
レモン	1	1	○			0.41(#)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2	2	○			(なつみかん果実全体参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(なつみかん果実全体参照)
ライム	2	2	○			(なつみかん果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○			0.29(#)(かぼす) 0.46(#)(すだち)
りんご	0.7	1	○			0.23(#),0.26(#) 【0.025-0.226(n=24)(米国)】
日本なし	1	1	○			0.77(#),0.28(#),0.31(#),0.35(#), 0.44,0.18
西洋なし	1	1	○	0.40	アメリカ	(日本なし参照) 【0.011-0.049(n=12)(米国)】
マルメロ	0.4	0.4		0.40	アメリカ	【米国りんご、西洋なし参照】
びわ	0.4	0.4		0.40	アメリカ	【米国りんご、西洋なし参照】
もも	0.1	0.1	○			<0.03(#),0.03(#)
ネクタリン	1	1	○			0.36,0.30
あんず(アブリコットを含む)	0.7	0.7	○			0.05,0.28(\$)
すもも(プルーンを含む)	2	2	申			0.92,0.45
うめ	2	2	○			0.44(#),0.57(#)
おうとう(チェリーを含む)	2	2	○			
いちご	2	2	○			0.43,0.71
ぶどう	0.5	0.5	○			0.14,0.14
パパイヤ	1	1	○			0.45,0.42
マンゴー	0.5	0.5	○			0.17,0.19
その他の果実	2	2	○			0.69,0.81(あけび) 0.21,0.21(ゴレンシ)

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
くり	0.02	0.02			0.02	アメリカ	【米国ペカン、アーモンド参照】 【<0.02(n=5)(米国)】 【<0.02(n=5)(米国)】
ペカン	0.02	0.02			0.02	アメリカ	
アーモンド	0.02	0.02			0.02	アメリカ	
くるみ	0.02	0.02			0.02	アメリカ	
その他のナッツ類	0.02	0.02			0.02	アメリカ	
茶	40	40	○				32.9(#)(\$),4.8(#),3.6(#),14.3(#)
その他のスパイス	5	5	○				0.3,0.8(さんしょう) 1.92(#),3.00(#)(みかんの果皮)
その他のハーブ	10	10	○				4.8,2.2(しそ(葉))
牛の脂肪	0.02	0.02			0.02	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02			0.02	アメリカ	
牛の肝臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02			0.02	アメリカ	

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

アセキノシル

食品名	残留基準値*
	ppm
小豆類 ^{注1)}	0.5
やまいも(長いもをいう。)	0.2
その他のきく科野菜 ^{注2)}	5
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注3)}	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.5
しろり	0.7
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜 ^{注4)}	0.7
その他の野菜 ^{注5)}	1
みかん	0.2
なつみかんの果実全体	2
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注6)}	1
りんご	0.7
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	0.4
びわ	0.4
もも	0.1
ネクタリン	1
すもも(プルーンを含む)	0.7
うめ	2
おうとう(チェリーを含む)	2
いちご	2
ぶどう	0.5
パイナップル	1
マンゴー	0.5
その他の果実 ^{注7)}	2
くり	0.02
ペカン	0.02
アーモンド	0.02
くるみ	0.02
その他のナッツ類 ^{注8)}	0.02
茶	40
その他のスパイス ^{注9)}	5
その他のハーブ ^{注10)}	10
牛の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注11)} の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02

※今回残留基準を設定するアセキノシルとは、アセキノシル及びアセキノシルヒドロキシ体(3-オキシ-2-ヒドロキシ-1, 4-ナフトキノン)をアセキノシル含量に換算したものの和をいうこと。

注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビ豆、バター豆、ベギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注4) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注5) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注7) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パイナップル、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

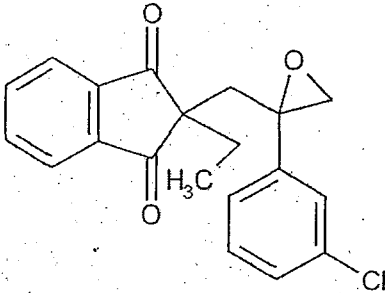
注8) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びびくるみ以外のものをいう。

注9) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソウ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注11) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

インダノファン (Indanofan)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	インダン骨格を有する除草剤である。作用機構として、蛋白質及び脂肪酸の生合成を阻害することで、細胞分裂・伸長を阻害し、雑草の生育を停止し枯死させると考えられている。除草活性はS体のみが存在する。										
適用作物／適用雑草	移植水稻、直播水稻 / 水田一年生雑草										
我が国の登録状況	移植水稻、直播水稻に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドいずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI） 0.0035 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（ラット・混餌） 無毒性量 0.356 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：インダノファンとする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="566 1422 1401 1680"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>19.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>9.3</td> </tr> </tbody> </table> TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	10.3	幼小児（1～6歳）	19.4	妊婦	8.7	高齢者（65歳以上）	9.3
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	10.3										
幼小児（1～6歳）	19.4										
妊婦	8.7										
高齢者（65歳以上）	9.3										
意見聴取の状況	平成23年1月14日に在京大使館への説明を実施 平成23年1月27日～2月25日パブリックコメントを実施 平成23年1月31日～平成23年4月1日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農産物名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
小麦	0.05		申			<0.01, <0.01
大麦	0.05		申			<0.01, <0.01
魚介類	0.04	0.04				推:0.033

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

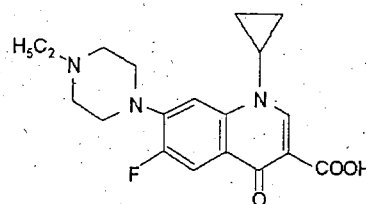
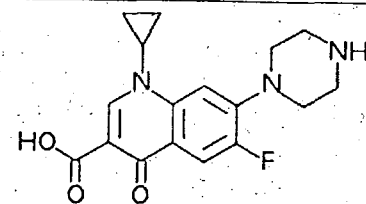
答申(案)

(別紙2)

インダノファン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.05
大麦	0.05
魚介類	0.04

エンロフロキサシン(Enrofloxacin)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の承認事項の変更(乳の使用禁止期間の変更)に係る要望に伴い意見聴取があったもの										
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>エンロフロキサシン</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>シプロフロキサシン(代謝物)</p> </div> </div>										
適用動物/適用疾患	牛、豚、鶏／細菌性呼吸器感染症及び消化管感染症の治療										
作用機構	ニューキノロン系抗菌剤である。細菌のⅡ型トポイソメラーゼである DNA ジャイレーズ、あるいはトポイソメラーゼⅣに作用しDNA複製を阻害するものと考えられている。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。 米国、EU 及びカナダにおいて基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.002 mg/kg 体重/日(微生物学的 ADIとして)										
基準値案	承認事項変更の要望にあたり提出された残留試験結果によると、乳の使用禁止期間を現在の 96 時間から 60 時間に短縮した場合であっても、エンロフロキサシン及びシプロフロキサシンの残留量は現行基準の範囲内であることから、基準の変更を必要とするものではない。 残留の規制対象物質:エンロフロキサシン及びシプロフロキサシン										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%;">TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">国民平均</td> <td style="text-align: center;">10.4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼小児(1～6歳)</td> <td style="text-align: center;">39.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">妊婦</td> <td style="text-align: center;">11.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">10.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI:理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民平均	10.4	幼小児(1～6歳)	39.6	妊婦	11.9	高齢者(65歳以上)	10.2
	TMDI/ADI (%)										
国民平均	10.4										
幼小児(1～6歳)	39.6										
妊婦	11.9										
高齢者(65歳以上)	10.2										
答申案	現行の残留基準を変更しないことが適当である。										

(参考)

現行の残留基準

エンロフロキサシン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物* ¹ の筋肉	0.05
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分* ²	0.05
豚の食用部分	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.05
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん* ³ の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1

*1: その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。

*2: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

*3: その他の家きんとは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

牛クロストリジウム感染症 5 種混合(アジュバント加)トキシイド

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の再審査申請に伴うもの
本剤の概要	クロストリジウム ショウベイ、クロストリジウム セプチカム、クロストリジウム ノビイ、クロストリジウム パープリンゲンス、クロストリジウム ソルデリーの培養上清濃縮液をホルマリンで不活化及び無毒化したものを主剤とし、アジュバント及び溶剤を使用したトキシイド
適用動物/用途	牛/気腫疽、悪性水腫及びクロストリジウム パープリンゲンス A 型菌による壊死性腸炎の予防
我が国の承認状況	平成 17 年 3 月より動物用医薬品として承認されている。
諸外国の状況	本製剤と類似のクロストリジウム感染症のワクチンが使用されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>承認後 6 年間の調査期間において、MEDLINE を含むデータベース検索の結果、安全性に関する報告は認められなかった。また、調査期間中に、12 施設、計 511 頭の調査が実施され、元気消失・食欲不振、下痢、呼吸器異常、投与部位の腫脹又は硬結が副作用として見られているが、承認前試験で観察された反応以上のものではないことが観察された。したがって、提出された資料の範囲において、承認時から再審査期間中において本製剤の安全性を懸念させる新たな知見は認められないと考えられる。</p> <p>本製剤の主剤に使用されているクロストリジウム属菌の一部が産生する毒素は、ヒトに対しても病原性を有するものと考えられるが、本製剤に用いられている菌液及び毒素は不活化されており、いずれもヒト及び牛に対する病原性は有していない。また、添加剤については、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。</p> <p>以上により、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p>
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

鶏コクシジウム感染症(ネカトリックス)生ワクチン

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の再審査申請に伴うもの
本剤の概要	アイメリア ネカトリックス Nn-P125 株オーシストを主剤とし、防腐剤及び溶剤を使用した生ワクチン
適用動物/用途	鶏/アイメリア ネカトリックスによる鶏コクシジウム症の発症抑制
我が国の承認状況	平成 15 年 10 月より動物用医薬品として承認されている。
諸外国の状況	アイメリア ネカトリックスを主剤として含有する同様の鶏用の生ワクチンが使用されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>承認後 6 年間の調査期間において、PubMed を含むデータベース検索の結果、安全性に関する報告はなかった。また、調査期間中に延べ 12 施設、135,004 羽の調査が実施され、本製剤投与後 28 日間の臨床観察の結果、鶏に対する副作用は 1 例もなかったと報告されている。したがって、提出された資料の範囲において、承認時から再審査期間中において本製剤の安全性を懸念させる新たな知見は認められていない。</p> <p>本製剤の主剤であるアイメリア属原虫は宿主特異性が高く、鶏以外は感染しないとされており、鶏コクシジウム症は人獣共通感染症と見なされていない。</p> <p>また、添加剤については、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。</p> <p>以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p>
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

(参考)

現行の残留基準

ツラスロマイシン

食品名	残留基準値 (ppm)
牛の筋肉	0.3
豚の筋肉	2
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.3
牛の肝臓	5
豚の肝臓	4
牛の腎臓	3
豚の腎臓	9
牛の食用部分*	3
豚の食用部分	5

* : 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・
マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	薬事法に基づく動物用医薬品の製造販売の承認申請に伴い意見聴取があったもの
本剤の概要	弱毒マイコプラズマ・ガリセプチカム(以下、「MG」)6/85 株及び弱毒マイコプラズマ・シノビエ(以下、「MS」)MS1 株を主剤とし、緩衝剤及び安定剤を使用した生ワクチン
適用動物/用途	鶏/マイコプラズマ・ガリセプチカム及びマイコプラズマ・シノビエ感染に伴う呼吸器疾病(気嚢炎)及び産卵率低下の軽減
我が国の承認状況	承認されていない(新たに承認申請がなされたもの)。
諸外国の状況	類似の単味ワクチンは使用されているが、混合ワクチンとしては使用されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>MG 感染症及び MS 感染症は鶏を主要な宿主とする慢性的な呼吸器疾患であり、人獣共通感染症とは見なされていない。また、MG 及び MS のいずれもヒトから分離されたという報告はない。</p> <p>本製剤の緩衝剤又は安定剤として使用されている添加剤については、物質の使用状況、既存の毒性評価及び本製剤の投与量を考慮すると、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。</p> <p>本製剤の主剤である弱毒 MG 6/85 株及び弱毒 MS MS1 株は弱毒化されており、鶏を用いた安全性試験及び臨床試験で安全性に問題はないとされている。さらに、主剤の病原性復帰も起こらないことが確認されている。</p> <p>以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。</p>
基準値案	食品安全委員会における評価結果を踏まえ、残留基準を設定しないこととする。
答申案	食品中の残留基準を設定しないことが適当である。

食品中のアフラトキシンについて

国立医薬品食品衛生研究所
衛生微生物部長 小西良子

1. 国内流通食品の含有実態調査について

平成 16～18 年度の厚生労働科学研究において、国民の食品摂取を通じたアフラトキシンの暴露評価を行うことを目的として、国内流通する食品中の含有実態調査を行った。調査方法の詳細及び結果の概要は以下のとおり。

(1) 対象食品の選定

過去の知見に照らし、アフラトキシンに汚染されやすいと考えられる食品を調査対象として選定した。なお、1 年毎に対象品目の見直しを行い、新たに汚染・検出情報のあったものについては、調査対象品目への追加を行った。

(2) 試料数の設定

WHO の地球環境監視システム／食物汚染監視計画 (GEMS/Food) において、適正な統計処理に必要とされる最低試料数 (25 試料) を基本として、各食品の汚染頻度に応じて試料数を設定した。なお、1 年毎に試料数の見直しを行い、検出状況に応じて試料数の増減を行った (一部、調査途中で品目追加した食品については、25 試料の確保ができなかった)。

(3) 試料の採取方法

農林水産省から提供された米以外の食品は、全国各地 (北海道、東北、東京、大阪、九州) の小売店等で販売されているものを購入した。賞味期限等により同一の製造ロットであることが確認できるものを、基本的に 1 試料につき合計 1 kg 以上となるよう入手した。

(4) 試料の調製方法

基本的に採取試料の全量を粉砕して均一化し、その 50 g を採取して、総アフラトキシンの分析に供した。

(5) 調査結果の概要

- ・ 検出した食品のうち、落花生及びはとむぎのそれぞれ一試料で総アフラトキシンが 28.0 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 、9.71 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 検出されたが、この二試料以外は、概ねその濃度は低レベルだった。
- ・ ピスタチオ、そば粉及びコーングリッツでは、B グループ (アフラトキシン B₁ 又は B₂ のみが検出されるもの) 汚染のみと考えられたが、落花生、チョコレート、はとむぎ、香辛料、ココア、ピーナッツバター及びアーモンドでは、BG グループ (B グループに加えてアフラトキシン G₁ 又は G₂ が検出されるもの) 汚染が認められた。
- ・ 落花生は、検出されたのは一試料のみであったが、B グループよりも G グループの汚染濃度が高かった。

平成 16～18 年度 国内流通食品中のアフラトキシン含有実態調査結果（厚生労働科学研究）

食 品*	試料数				汚染 件数	検出試料の平均汚染濃度（範囲）(µg/kg)*2				
	H16 年度	H17 年度	H18 年度	合計		アフラトキシン B ₁	アフラトキシン B ₂	アフラトキシン G ₁	アフラトキシン G ₂	総アフラトキシン
落花生	60	60	30	150	1	4.88	0.31	20.9	1.90	28.0
チョコレート（初歩 チョコレートを含む）		40	24	64	34	0.27 (0.1~0.88)	0.13 (0.1~0.18)	0.13 (0.1~0.33)	0.1 (0.1)	0.33 (0.1~0.21)
ピスタチオ			5	5	1	0.38	—	—	—	0.38
はとむぎ			17	17	6	2.45 (0.29~9.0)	0.38 (0.1~0.58)	0.16 (0.1~0.30)	—	2.77 (0.31~9.71)
そば粉	12	10	6	28	2	0.53 (0.24~0.81)	0.17 (0.173)	—	—	0.61 (0.238~0.987)
香辛料			21	21	5	0.36 (0.1~1.0)	—	0.2 (0.2)	—	0.44 (0.1~1.0)
ココア			11	11	8	0.33 (0.17~0.60)	0.13 (0.1~0.15)	0.11 (0.1~0.11)	—	0.40 (0.17~0.85)
ピーナッツバター	21	20	21	62	21	0.86 (0.1~2.59)	0.25 (0.1~0.52)	0.37 (0.1~0.81)	0.2 (0.12~0.46)	1.18 (0.1~3.92)
アーモンド（製菓 材料含む）			24	24	6	0.37 (0.1~0.89)	0.14 (0.1~0.17)	0.1 (0.1~0.12)	—	0.43 (0.1~1.06)
コーンガリツ	10	10	10	30	2	0.2	—	—	—	0.21

*1 検出例のあった食品のみを抜粋（上記食品以外に米、スイートコーン、ポップコーン、コーンフレーク、豆菓子、ごま油、そば麵、乾燥いちじく等を調査）

*2 定量限界 0.1 µg/kg

<参考>平成 19 年度 国内流通食品中のアフラトキシン含有実態調査結果（食品等試験検査費）

食 品	試料数	汚染件数	検出試料の平均汚染濃度（範囲）(µg/kg)*				
			アフラトキシン B ₁	アフラトキシン B ₂	アフラトキシン G ₁	アフラトキシン G ₂	総アフラトキシン
落花生	192	1	0.2	—	0.2	—	0.4
アーモンド	36	2	0.11 (0.11)	—	—	—	0.11 (0.11)
くるみ	8	0	—	—	—	—	—
ヘーゼルナッツ	7	0	—	—	—	—	—
ピスタチオ	9	2	0.51 (0.3~0.71)	—	—	—	0.51 (0.3~0.71)

* 定量限界 0.1 µg/kg. (落花生のみ 0.1~0.5 µg/kg)

2. 参考情報

(1) 産生菌の概要

アフラトキシンは、主に真菌類の不完全菌類に属するかびである *Aspergillus flavus* 及び *Aspergillus parasiticus* によって産生される二次代謝産物の毒素である。これらの菌は、土壌や食品など自然界に広く分布し、一般の農作物においては *A. flavus* の汚染を受けやすいが、落花生の場合、土壌で成熟するため *A. parasiticus* が優位となり、本菌による汚染を受けやすい。また、*A. nomius* は昆虫を媒介して香辛料を汚染することが知られている。

食品中のアフラトキシン汚染に関連する主要な産生菌

産生菌	産生かび毒		主要な発生源
	AFB	AFG	
<i>A. flavus</i>	+	-	各種食品
<i>A. parasiticus</i>	+	+	落花生
<i>A. nomius</i>	+	+	香辛料

AFB：アフラトキシンBグループ AFG：アフラトキシンGグループ

(2) 産生菌の増殖条件・毒素の産生条件

・産生菌の増殖条件

最低温度 10～12℃、最高温度 43～48℃、湿度 80%

・毒素の産生条件

最低温度 12～15℃、最高温度 42～45℃

(至適温度 28℃、水分活性 0.98)

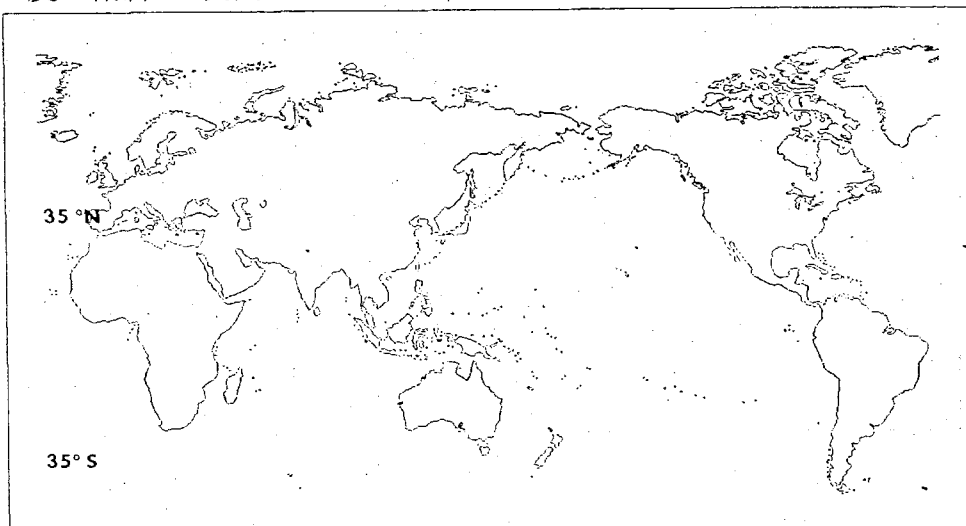
※ いずれも *A. flavus* と *A. parasiticus* で相違は認められていない。

(3) 毒素の食品中分布

一般に、アフラトキシン産生菌に植物病原性はほぼないとされており、収穫後の穀物等の粒表面の傷などから侵入し、増殖して毒素を産生する。菌が着生している穀粒は局在しているが、汚染された穀粒中のアフラトキシン濃度は非常に高くなる。そのためロット内のアフラトキシン濃度は、汚染された穀粒がどの程度混入しているかによってばらつきが生じる。トウモロコシを例にとると、一つのロットから 5 kg を採取し、その全量を均一化してアフラトキシンを分析した結果が 20 µg/kg であった場合、10,000 粒中 6 粒が汚染していると推定されている (Johansson, et al., J. AOAC International 83, 1270-1278)。

(4) 産生菌の地理的分布

アフラトキシン産生菌は、主に温帯、亜熱帯から熱帯地域に分布し、北緯 35 度～南緯 35 度間の低海拔地帯における農作物を汚染する。



アフラトキシン検査におけるサンプリングプランの改正について

1、 アフラトキシンの評価

食品安全委員会のカビ毒評価書(平成21年3月19日付け府食第261号)によれば、「暴露量の推定結果から、アフラトキシン B1 に対して $10 \mu\text{g}/\text{kg}$ を検出限界として規制をしている 現状においては、落花生及び木の実(アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ)について、総アフラトキシンの規格基準を設定することによる食品からの暴露量に大きな影響はなく、現状の発がんリスクに及ぼす影響もほとんど無いものと推察された。しかしながら、アフラトキシンは遺伝毒性が関与すると判断される発がん物質であり、食品からの総アフラトキシンの摂取は合理的に達成可能な範囲で出来る限り低いレベルにするべきである。汚染実態調査の結果、BG グループの汚染率が年々高くなる傾向が見られていることを考慮すると、落花生及び木の実について、発がんリスク及び実行可能性を踏まえ適切に総アフラトキシンの基準値を設定する必要がある。」と評価している。

2、 アフラトキシンのサンプリングプラン

平成21年度に開催された第43回 UJNR(天然資源の開発利用に関する日米会議)有毒微生物専門部会において、サンプリングプランの検討要請がなされたことから、国立医薬品食品衛生研究所において比較、検証を実施した。

米国、EU とのサンプリング比較を別添1に、基準値 $10 \mu\text{g}/\text{kg}$ と設定した場合のサンプルサイズによるトウモロコシ穀粒中のアフラトキシン測定のパラツキの比較は別添2のとおりであり、抜き取りサンプルが粒状である場合、その粒数が真値に対する正規分布に影響を与えることが確認された。

また、別添3に示すように正規分布は1,000粒以上で確認され、10,000粒以上の場合、より正確な判定が可能となることが確認された。

このため、アフラトキシンのサンプリングについて1,000粒以上を確保し、実行可能性を考慮して検体採取量を改正する。

3、 品目ごとの採取量【例】

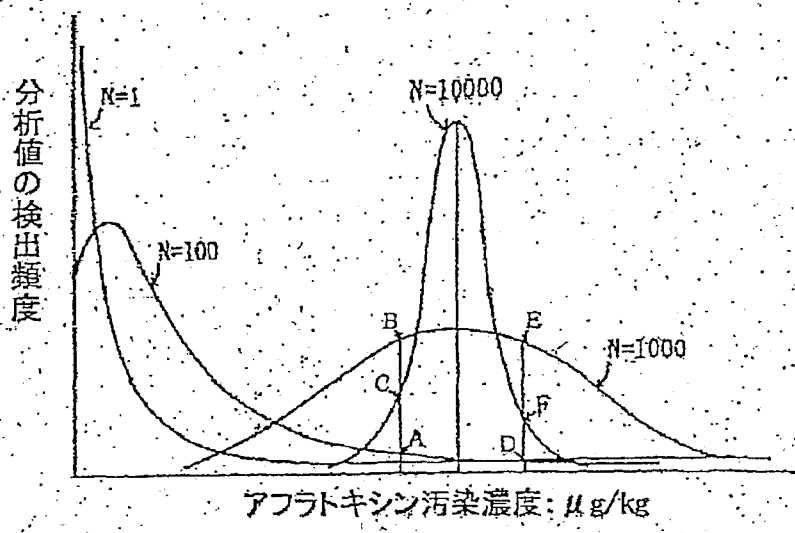
品目名	変更前	変更後				
	採取量	1粒重量(g)	1,000粒重量(kg)	10,000粒重量(kg)	5kg換算粒数(粒)	採取量
落花生(大粒)	1又は0.5kg	0.850	0.9	8.5	5,882	5kg(1,000粒以上確保)
アーモンド	1又は0.5kg	1.200	1.2	12	4,167	5kg(1,000粒以上確保)
クルミ	1又は0.5kg	3.000	3.0	30	1,667	5kg(1,000粒以上確保)
ナツメグ	1又は0.5kg	4.000	4.0	40	1,250	5kg(1,000粒以上確保)
いちじく(乾燥)	1又は0.5kg	5.000	5.0	50	1,000	5kg(1,000粒以上確保)
ごま	1又は0.5kg	0.003	0.003	0.03	1,666,667	1kg(10,000粒以上確保)
米(含むワイルドライス)	1又は0.5kg	0.023	0.02	0.23	217,391	1kg(10,000粒以上確保)

諸外国のサンプリングプラン (サイロ搬入の場合)

	日本 (食品衛生法)	米国 (GFSI)	EU
対象農産物	トウモロコシ	トウモロコシ	穀類
採取法	オートサンプラー	オートサンプラー	オートサンプラー
一次			
サンプリング量	合計 10 kg	合計 10 ポンド (約 5 kg)	合計 10 kg
粉碎	1 kg に縮分し粉碎	全量を粉碎	全量を粉碎

基準値 $10 \mu\text{g}/\text{kg}$ と設定した場合の、サンプルサイズによるトウモロコシ穀粒中のアフラトキシン測定のパラツキの比較

日本法		米国法	
分析段階	変動係数 % (ばらつき)	分析段階	変動係数 % (ばらつき)
サンプルサイズ (2 ポンド, 約 1 kg)	134.2	サンプルサイズ (10 ポンド, 約 5 kg)	26.8



サンプルの粒数とその分析結果から得られる汚染濃度分布
N: サンプル中の粒数

アフラトキシン検査実績(平成22年1月1日～平成22年12月31日までの速報値 輸入食品監視支援システムによる検索日:平成23年2月15日)

年次	大分類	品目	届出件数	積込重量(kg)	検査件数	検査重量(kg)	違反件数	違反重量(kg)
平成22年次	穀類	とうもろこし	3,062	3,878,847	2,857	3,894,128	48	37,075
		麦	2,941	1,060,291	367	157,045	5	126
		米	6,096	781,318	377	92,355	0	0
		そば	966	101,035	120	10,242	0	0
		その他穀類	7,127	56,746	119	947	0	0
	穀類集計		20,192	5,878,286	3,840	4,154,717	53	37,201
	豆類	大豆	5,553	772,887	382	23,641	0	0
		小豆	546	19,097	29	644	0	0
		いんげん豆	675	15,282	95	1,735	0	0
		ケツメイシ	71	1,531	71	1,531	5	104
		その他豆類	7,893	168,868	384	6,403	1	13
	豆類集計		14,788	977,666	961	33,955	6	117
	コーヒー豆	18,474	407,576	1,543	42,456	0	0	
	コーヒー豆集計		18,474	407,576	1,543	42,456	0	0
	種実類	ごま	1,608	163,825	633	76,592	2	734
		その他種実	3,935	225,692	231	3,057	2	5
	種実類集計		5,543	389,517	864	79,649	4	739
	乾燥果実	乾燥果実	8,753	145,706	314	2,268	0	0
		いちじく	237	1,205	241	1,225	4	24
		その他果実	1,551	13,699	17	54	0	0
	乾燥果実集計		10,541	160,609	572	3,547	4	24
	ナッツ類	落花生	5,414	96,931	5,399	96,996	31	522
		アーモンド	1,820	26,268	1,702	25,990	7	102
		くるみ	728	9,402	728	9,402	0	0
		カシューナッツ	404	6,519	63	1,022	0	0
		ピスタチオナッツ	326	2,385	311	2,382	8	44
		ヘーゼルナッツ	102	579	76	549	0	0
		その他ナッツ	974	3,892	222	936	1	0
	ナッツ類集計		9,788	145,978	8,501	137,278	47	669
	香辛料	とうがらし	3,586	16,074	1,394	10,054	8	12
		こしょう	1,206	8,800	92	371	0	0
マスタード		234	4,692	16	371	0	0	
ターメリック		289	3,507	228	2,985	0	0	
コリアンダー		160	3,465	17	239	0	0	
クミン		100	1,915	14	260	0	0	
ナツメグ		83	511	83	511	5	31	
その他香辛料		7,034	6,862	619	1,122	7	1	
香辛料集計			12,692	45,826	2,463	15,914	20	45
カカオ豆	818	45,713	229	9,128	0	0		
カカオ豆集計		818	45,713	229	9,128	0	0	
茶	322	64	5	5	0	0		
茶集計		322	64	5	5	0	0	
その他	115,949	337,082	2,626	16,074	3	258		
その他集計		115,949	337,082	2,626	16,074	3	258	
平成22年次集計		209,037	6,888,267	21,804	4,492,722	137	39,054	

平成 23 年度輸入食品監視指導計画（案）について

平成 23 年 3 月
輸入食品安全対策室

1. 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（食品衛生法（以下「法という。」第 23 条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

3. 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

- 輸入届出時の審査による法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成 23 年度計画：約 8 万 6 千件）
- 検査命令^{※2}（平成 22 年 4 月 1 日現在：全輸出国の 16 品目及び 33 カ国・1 地域の 125 品目）
- 海外情報等に基づく緊急対応
- 輸出国制度調査の結果を踏まえたモニタリング検査件数の見直し
- 検査命令の解除要件に関し、検査命令通知日からとし、期間を限定
- アフラトキシンの指標変更を踏まえたモニタリング検査対象の拡大

4. 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対して衛生管理対策の確立の要請
- 現地調査や二国間協議を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化

5. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入前、初回輸入時及び定期的な自主検査の指導^{※3}
- 記録の保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

6. 国民への情報提供

- 二国間協議及び現地調査等に関する情報の公表
- リスクコミュニケーションに関し、都道府県等及び他省庁との連携

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の蓋然性が高いものについて、輸入の都度の検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：原材料管理の検証に資する加工食品の残留農薬等に係る試験法の検討・開発を実施

平成 23 年度輸入食品監視指導計画（案）の概要

輸入食品安全対策室

【計画本文】（新たに盛り込んだ事項を下線部で示す。）

序 文

平成 22 年度計画に基づく施策の実施状況の概要及び平成 23 年度計画において取り組む施策を記述。

- 計画的に輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する制度調査を実施した。
また、平成 22 年 5 月、日中両国担当大臣により「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」への署名が行われ、平成 22 年度の行動計画について合意し、日中両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力を推進する。
- ポジティブリスト制度の着実な施行のため、
 - ・ 輸出国段階での原材料管理の検証に資するため、加工食品の残留農薬等に係る試験法の検討を行う。
 - ・ 輸入時の検査項目の更なる拡充を図る。
 - ・ 輸出国に対し、生産及び製造加工段階における安全対策の推進を要請し、必要に応じて、輸出国における残留農薬管理の確認のため、現地調査を行う。
 - ・ 残留農薬等について検査命令の対象となっている食品について、輸出国における残留農薬等管理の検証を目的として、モニタリング検査を強化する。
 - ・ 食品衛生法第 6 条第 2 号に該当する食品中のアフラトキシンの指標の変更を踏まえ、輸入者に対する定期的な自主検査の指導を行うとともに、モニタリング検査を拡充する。
- BSE 問題について、現地調査結果等を踏まえ、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証する。
- 引き続き輸入者による輸出国段階における自主的な安全管理の推進を図るとともに、輸出国における安全対策に関する情報収集の推進に努める。

1 目的

「重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。」

2 適用期間

「平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日」

3 輸入食品等監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法第4条(食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない)の観点から、輸入食品の安全性確保のために、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において講じるべき措置の基本的事項について記述。

- ・ 各段階において講じるべき措置の主体を明記。

4 生産地の事情等からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

(1)輸入届出の確認、(2)モニタリング検査、(3)モニタリング検査以外の行政検査、(4)検査命令、(5)包括的輸入禁止措置及び(6)海外情報等に基づく緊急対応における本省及び検疫所の役割、実施の手順について記述。

- ・ モニタリング計画の策定に際し、輸出国制度調査の結果、当該国における対日輸出品の安全管理が適切に実施されていることが確認された食品については、モニタリング検査件数を見直す。
- ・ 輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、必要に応じ年度中にモニタリング計画の見直しを行う。
- ・ 検査命令の解除要件に際しては、検査命令通知日からとする。

5 輸出国における安全対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反の未然防止を図るため、輸出国に対する(1)我が国の食品安全規制の周知、(2)二国間協議、現地調査等及び(3)技術協力等の取組について記述。

- ・ 「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、日中間における食品の安全性向上のため、実務者レベル協議及び現地調査を実施する。
- ・ 「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、必要に応じ日中相互の技術専門家を派遣し、シンポジウムを開催する。

6 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導に関する事項

食品安全基本法第8条及び法第3条第1項に規定される食品等事業者の責務に照らし、輸入者に対して自主的な安全管理の推進を図るため、輸入者等に対する(1)基本的指導事項、(2)輸入前指導の実施、(3)輸入前指導による法違反発見時の対応、(4)自主検査の実施、(5)輸入食品等の記録の作成及び保存及び(6)食品安全に関する知識の向上等の指導事項を記述。

- ・ 輸入食品等の記録の作成及び保存に関し、「食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針(ガイドライン)を踏まえることを明記。

7 法違反が判明した場合の対応

(1) 輸入時、(2) 国内流通時の検査等で法違反が発見された場合の対応、(3) 再発防止のための輸入者に対する指導、(4) 法違反を繰り返す輸入者等に対する営業の禁停止処分、(5) 悪質事例の告発及び(6) 違反事例の公表等における本省、検疫所及び都道府県等の連携、実施の手順について記述。

8 国民への情報提供

輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民へ提供するため、(1) モニタリング計画等に関する情報の提供、(2) 二国間協議及び現地調査等に関する情報の提供、(3) 本計画に基づく監視結果の公表、(4) 食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組等について記述。

- ・ 本省は、輸出国の安全対策の推進等のため実施した、二国間協議及び現地調査等に関する情報について公表する。
- ・ 食品等の安全に関するリスクコミュニケーションについて、都道府県等及び他省庁と連携して実施する。

9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1) 食品安全に関する人材の養成、資質の向上、(2) 検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検に係る取組について記述。

食品衛生分科会における審議対象品目の処理状況について

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
10月8日	汚染物質	アフラトキシン	平成22年8月9日～ 平成22年9月8日	意見あり	平成22年11月4日～ 平成23年1月3日	コメントあり	規制(案)の変更はなし
	添加物	ピペリジン	平成22年8月24日～ 平成22年9月22日	意見あり	平成22年8月26日～ 平成22年10月23日	意見なし	
	添加物	ピロリジン	平成22年8月24日～ 平成22年9月22日	意見なし	平成22年8月26日～ 平成22年10月23日	意見なし	
	添加物	フルジオキシニル	平成22年9月21日～ 平成22年10月20日	意見あり	平成22年9月21日～ 平成22年10月20日	意見なし	
	添加物	2,6-ジメチルピリジン	平成22年10月19日～ 平成22年11月17日	意見なし	平成22年11月5日～ 平成23年1月3日	意見なし	
	添加物	5-エチル-2-メチルピリジン	平成22年10月19日～ 平成22年11月17日	意見なし	平成22年11月5日～ 平成23年1月3日	意見なし	
	農薬	プロピリスルフロン	平成22年7月7日～ 平成22年8月5日	意見なし	平成22年7月1日～ 平成22年8月30日	コメントなし	
	農薬	スピネトラム	平成22年9月3日～ 平成22年10月2日	意見あり	平成22年9月15日～ 平成22年11月14日	コメントあり	基準値(案)の変更はなし
	農薬	バクロトラゾール	平成22年7月7日～ 平成22年8月5日	意見なし	平成22年7月1日～ 平成22年8月30日	コメントなし	
	農薬	プロボキシカルバゾン	平成22年8月2日～ 平成22年8月31日	意見なし	平成22年8月9日～ 平成22年10月8日	コメントなし	
	農薬	フルフェンピルエチル	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	農薬	フルジオキシニル	平成22年9月3日～ 平成22年10月2日	意見あり	平成22年9月15日～ 平成22年11月14日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	ジクロラム	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	農薬	チアゾピル	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	農薬	クロルエトキシホス	平成22年9月3日～ 平成22年10月2日	意見なし	平成22年9月15日～ 平成22年11月14日	コメントなし	
	農薬	エトプロホス	平成22年9月3日～ 平成22年10月2日	意見あり	平成22年9月15日～ 平成22年11月14日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	トリブホス	平成22年9月3日～ 平成22年10月2日	意見あり	平成22年9月15日～ 平成22年11月14日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	シエノピラフェン	平成22年7月7日～ 平成22年8月5日	意見なし	平成22年7月1日～ 平成22年8月30日	コメントなし	
	農薬	メキシフェンジド	平成22年7月7日～ 平成22年8月5日	意見なし	平成22年7月1日～ 平成22年8月30日	コメントあり	基準値(案)の変更はなし
	農薬	シフルメトフェン	平成22年7月7日～ 平成22年8月5日	意見なし	平成22年7月1日～ 平成22年8月30日	コメントなし	
	農薬	アゾキシストロピン	平成22年7月7日～ 平成22年8月5日	意見なし	平成22年7月1日～ 平成22年8月30日	コメントあり	基準値(案)の変更はなし
	農薬	ピフェントリン	平成22年8月2日～ 平成22年8月31日	意見あり	平成22年8月9日～ 平成22年10月8日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	クロルフェナピル	平成22年8月2日～ 平成22年8月31日	意見あり	平成22年8月9日～ 平成22年10月8日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
10月8日	動物用医薬品	アセトアミノフェン	平成22年9月3日～ 平成22年10月2日	コメントなし	WTO通報の対象外		
	動物用医薬品	ケトプロフェン	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	動物用医薬品	ホスホマイシン	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	動物用医薬品	豚増殖性腸炎乾燥生ワクチン	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	動物用医薬品	豚インフルエンザ・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	動物用医薬品	鶏伝染性ファブリキウス嚢病(抗血清加)生ワクチン	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	動物用医薬品	マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症(カルボキシピニルポリマーアジュバント加)不活化ワクチン	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
	動物用医薬品	豚アクチノバシラス・ブルロニューモニエ(1・2・5型)感染症・豚丹毒混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		
6月2日	動物用医薬品	カルプロフェン	平成23年2月21日～ 平成23年3月22日		平成22年11月23日～ 平成23年1月22日	コメントなし	
	動物用医薬品	クレンプテロール	試験法と合わせて実施予定		平成22年6月14日～ 平成22年8月13日	コメントあり	